

文 教 委 員 会 会 議 記 録

文教委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和8年2月27日(金)

午前10時1分開会、午後4時33分散会

(休憩 午前11時50分～午前11時51分、午後0時2分～午後1時0分、
午後2時56分～午後3時12分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、村上貢一副委員長、佐々木茂光委員、佐々木朋和委員、
菅原亮太委員、小西和子委員、名須川晋委員、高橋但馬委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、八幡担当書記、大内併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、和田文化振興課総括課長、
田内スポーツ振興課総括課長、三ヶ田スポーツ振興課特命参事

(2) 教育委員会

佐藤教育長、松村教育局長兼首席服務管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
工藤教育企画室予算財務課長、山崎教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長、
佐々木学校教育室産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長兼服務管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、
岩渕教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、

中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、藤井生涯学習文化財課総括課長

(3) ふるさと振興部

阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊参事兼学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

7人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第76号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第2条第2表中

第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第76号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第2条第2表中

第10款 教育費

イ 議案第96号 高等学校等教育改革推進基金条例

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第76号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 ふるさと振興部関係

第8項 大学費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第76号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費、第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第76号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第7号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の16ページをごらん願います。第2款総務費106億4,339万9,000円の増額補正のうち、第8項文化スポーツ費1,314万2,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の114ページをお開き願います。第2款総務費、第8項文化スポーツ費、第1目文化スポーツ総務費の右側説明欄の管理運営費は、職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により減額補正しようとするものであります。

次に、115ページに参りまして、第2目文化振興費であります。右側説明欄の上から二つ目、県民会館管理運営費は、指定管理者による岩手県民会館の管理運営業務を行うものであります。原油価格、物価高騰による影響や実績見込みを踏まえ、増額補正しようとするものであります。

一つ下の県民会館施設整備費は、県民会館の大ホール舞台照明主幹盤、調光器盤の修繕工事に要する経費等について増額補正しようとするものであります。

四つ下の世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものであります。拡張登録に係る費用について、実績見込みにより減額補正しようとするものであります。

次に、第3目スポーツ振興費であります。右側説明欄の上から七つ目、スポーツ施設管理運営費は、指定管理者による県営スポーツ施設の管理運営業務等を行うものであります。原油価格、物価高騰による影響や実績見込みを踏まえ、増額補正しようとするものであります。

三つ下の体育大会開催、派遣事業費と次の全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、国民

スポーツ大会や東北総合スポーツ大会等及び全国障害者スポーツ大会の選手派遣等に要する経費ですが、実績見込みにより減額補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その３）にお戻りいただきまして、22 ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正の追加の表であります。当部関係は第2款総務費、第8項文化スポーツ費3億787万4,000円であります。

23 ページ、事業名欄、県民会館施設整備は、先ほど御説明しました県民会館の大ホール舞台照明主幹盤、調光器盤の修繕工事に要する経費ですが、設計、工法の検討により不測の日数を要したため、年度内完了が困難であることによるものであります。

なお、22 ページの事業名欄、いわてメディア芸術資源活用推進から文学の国いわて推進及び23 ページに参りまして、ソフトパワーいわて戦略推進は、令和8年度当初予算案において国の地域未来交付金の活用を予定している事業について、先般の国補正予算措置で令和7年度内に交付決定される可能性があり、2月補正にも重複して計上する必要が生じたことに伴い、併せて予算の繰越しを行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○村上貢一委員 御説明ありがとうございました。

県民会館の施設整備について、確認の意味で質問させていただきます。今回の補正予算案なのですが、これは突発的な事象なのか、緊急的なものなのか、その辺についての詳細をお知らせください。

○和田文化振興課総括課長 県民会館の舞台照明主幹盤、調光器盤ですが、これはホールの舞台照明の操作、明るさの調整を行う機械でありまして、コンサートなどの演出を行う上で必要不可欠な装置でございます。この設備が39年前に設置されたということもございまして、令和5年度以降頻繁な故障が発生してきたというところがあります。これまで部品の交換で対応してきたのですが、製造会社も交換部品の製造を中止するといったこともあり、若干緊急を要するということもございまして、計上しているものでございます。

○村上貢一委員 39年も使っていたということ、すごいと思いますし、確かに新しい部品などもないのでしょうか、そこは理解いたします。

そのような中で、岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画があります。個別施設計画の長寿命化計画とその辺の整合性があるのか、令和7年度から令和11年度までの計画を見ると、大、中ホールの舞台照明設備更新が令和9年度や令和10年度に明記されていますが、前倒しで行うものか、その辺について伺います。

○和田文化振興課総括課長 今回は、緊急性も若干あるということで、前倒しで実施するものになります。

○村上貢一委員 そうしますと、今後、概算などが出ています——予算の概算費用見込みですか、その辺の見直しなどもかかわってくるのか。また、管理運営状況評価シートを見

ると、指定管理者から老朽化に対する要望も毎年のように出ていますけれども、その辺はどのように反映させていくのかお伺いいたします。

○和田文化振興課総括課長 個別施設計画につきましては、毎年見直すというところもありますので、今回のこの状況を踏まえて、改めて見直すべきところは見直すという形になろうかと思います。ただ、どのように変更していくかということについては、これから検討させていただくことになろうかと思います。

○村上貢一委員 わかりました。

それでは、もう一つだけ。令和6年度の管理運営状況評価シートには、トイレを和式から洋式にという要望が出ていますけれども、現在の状況はどうなっていますか。

○和田文化振興課総括課長 全て洋式になっているわけではなく、大ホールなどはまだ和式のままというところがありまして、それをいつ実施するかという具体的な時期まではまだ明確になっていないところでございますが、一応計画上といたしますか、将来的には長寿命化の観点から改修を見込みたいというようには考えております。

○村上貢一委員 和式から洋式にすることは、やはりここは文化の殿堂でもありますし、最優先事項だと思いますので、ぜひそこは前向きに検討していただきたいと思います。最後にそこをお伺いして終わります。

○和田文化振興課総括課長 全ての改修工事につきまして、我々も前向きに取り組みたいというようには考えているところでありますが、やはり優先順位、予算上の問題もございまして、そういったところは庁内で検討しながら、優先順位を高めたいという意向を伝えつつ、検討させていただきたいと思います。

○村上貢一委員 最優先重要事項だと私は思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。終わります。

○斉藤信委員 県民会館とスポーツ施設関係で、物価高騰対策の補正予算案が出されました。一つ、物価高騰の影響額はどうなっているのか。今回の措置分というのは、そのうちの程度の対応になるのか。それは今年度分なのか示してください。

○柏葉企画課長 県の施設の物価高騰対策ということでございます。今回文化スポーツ施設につきましては、そのうち指定管理施設が11施設ございまして、11施設のうち10施設が物価高騰対策の影響を受けるということで、今回補正予算案に計上しております。

光熱費に係る補正予算額につきましては、文化、スポーツ施設合わせまして約5,800万円となっております。

○斉藤信委員 影響額と今回の補正の措置額はどうなっているか。影響額のうち、何%措置するのですか。

○柏葉企画課長 100%措置するということでございます。影響額を今回措置するというところで補正予算を計上させていただいております。

○斉藤信委員 5,800万円が影響額の全額だということですね。この試算は、いつからいつまでの影響額なのですか。

○**柏葉企画課長** 1年間分の影響額を今回措置したものでございます。物価高騰分と、あとその他の影響も含めて、光熱費に係る額で5,800万円というように今回計上しています。

いずれにしろ、物価高騰の影響を受けた部分につきましては、4月から11月分につきましては実績に応じて、12月以降につきましては今後の実績見込みに応じて予算額を算定しまして、それを計上させていただいたところでございます。

○**斉藤信委員** 4月から11月分は実績、それ以降は推計ということで、1年分で5,800万円。これが全額だということです。これは、今年度分ですね。そうすると、これは補正予算案が議決されたら、今年度中に支給するということになりますか。

○**柏葉企画課長** 今年度中に議決されましたものにつきましては、まずは指定管理の委託契約の変更をいたしまして、請求に応じてお支払いするということになります。

○**斉藤信委員** きちんと調べて出しているのだから。それは手続的には請求となるかもしれないけれども、5,800万円というのは、調べて出したのでしょうか。5,800万というのは、県民会館管理運営費が3,100万円と、スポーツ施設管理運営費は3,700万円になっていますよね。これだと6,000万円を超えるのだけれども、このそごは何ですか。

○**柏葉企画課長** 施設に応じまして、光熱費のみのところもございまして、光熱費以外のものもございまして。例えば県民会館などでいいまして、精算する経費がございまして、利用料減免をした場合などは、施設の責めに負わない部分での減免になりますので、県でその分については負担するようにしております。そのようなものが重なりまして、利用料減免ですとか、修繕費で足りなかった部分の補正等、各施設に応じてそのような施設もあるというところでございます。

○**斉藤信委員** 文化スポーツ部所管は11施設で、今回補正予算対象は10施設分。1施設は対象にならなかったのです。これは、岩手県立美術館ですか。

○**柏葉企画課長** 11施設というのは指定管理施設でございまして、いわて盛岡ボールパークにつきましては盛岡市で対応しておりますので、11施設のうち10施設が今回の補正予算の対象になります。岩手県営スキージャンプ場は、今回は大きな影響がなかったということになります。

○**斉藤信委員** 県立美術館は明記されていないのですけれども、県立美術館の物価高騰対策は何でないのですか。

○**柏葉企画課長** 県立美術館につきましては、教育委員会の所管施設になっております。

○**斉藤信委員** では、最後です。指定管理については、賃金スライド制を実施しているのですけれども、今年度分の賃金上昇はあると思うのですが、これはいつ措置されるのでしょうか。

○**柏葉企画課長** 昨年分については今年度当初予算に計上しておりますし、来年度に向けてのスライドにつきましては来年度当初予算案に計上しております。

○**斉藤信委員** 今年度分は当初予算。

○**柏葉企画課長** 当初予算案に計上しております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木朋和委員 私から平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理運営費についてお伺いしたいと思います。

この平泉世界遺産ガイダンスセンターですけれども、当初は県直営で、無料で提供されている施設でございましたけれども、令和5年度から指定管理者制度に移行しまして、施設見学も有料化されております。また、指定管理者は令和7年度から変更されておりますけれども、まず指定管理者制度に移行した経緯と有料化した経緯についてお示しいただければと思います。

○和田文化振興課総括課長 平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者制度への移行、それから有料化の経緯ということでございますが、開館当初は多くの方に来ていただきたいということもございまして、無料としてスタートしたところですよ。おおむね1年を経過しまして、管理運営費の負担軽減が必要だということもございまして、財政的な面も考慮して有料化したところでございます。

さらに、県直営時に別々に運営しておりました管理部門と学芸部門を一体的、効率的に運営することで、経費の削減に努めながら、指定管理者のノウハウを生かしていくことが利用者サービスの向上につながると判断いたしましたので、指定管理者制度を導入したという経緯でございます。

○佐々木朋和委員 では、有料化後と有料化前、コロナ禍がありましたので、コロナ禍前で結構ですけれども、入り込み人数の比較——平泉町には当初から町立の平泉文化遺産センターもありまして、役割分担はどうなのだという議論もあったと思います。そういった中で、平泉文化遺産センターの入り込み人数の推移と両施設の比較をお示しいただければと思います。

○和田文化振興課総括課長 有料化後と前の入館者数の比較ということでございますが、新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言が令和2年4月に出されており、平泉

世界遺産ガイダンスセンターが開館した令和3年11月は、コロナ禍というところでもございますので、有料化の前後で比較した入館者数でお示しさせていただきたいと思います。有料化以前の平泉世界遺産ガイダンスセンターの来館者数は、令和4年度は2万5,347人、それから有料化した令和5年度は1万6,147人となり、有料化の前後で9,200人減少したというところになっております。

また、平泉町の平泉文化遺産センターは、開館当初から無料の施設でございまして、コロナ禍前後の入館者数を比較しますと、令和元年度は3万1,000人、令和5年度は3万2,000人となっております、コロナ禍前の入館者数を上回ってきているというところがございます。

平泉世界遺産ガイダンスセンターにおきましては、有料化後に入館者数が減少しまして、その後約1万6,000人から1万8,000人で推移しているというところがございます。

両施設の比較としましては、平泉文化遺産センターの来館者が多い状況となっております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。今いろいろお示しいただきましたけれども、有料化になってから——令和4年というところコロナ禍の真っ最中であるところをコロナ禍後の人数が下回っている、一方で町の施設は伸びているというところがございます。

その中で、先ほどの答弁の中で指定管理者制度に移行したのは運営費の負担軽減と、あとサービスの向上という話でございましたけれども、負担軽減というところについてお聞きしたいと思います。運営費は、指定管理になって1,000万円ぐらいですか、予算を縮減してきているのですけれども、この部分というのは、先ほどありました一体的に指定管理にすることによって、運営の効率化によって縮減されているという部分もあると思います。一方で、指定管理者には入館料というところで運営費を賄ってくれという思いもあると思いますが、その辺についての県の方向性というのですか、どのような思いで指定管理料を設定されているのか、お示しいただけませんか。

○和田文化振興課総括課長 現在入館料につきましては、310円と140円という設定をさせていただいております。団体はその半分という形で設定しているところですが、全てを入館料で賄うということは難しいと考えておりまして、少しでも入館料を徴収できるように、多くの人に来訪していただけるような施設運営を期待して、我々は入館料を設定しているというところがございます。

入館者数がさまざまな要因でなかなか増加しないところではありますが、私どもとしましては、指定管理というさまざまな実績を携えた方々が運営を担っているので、その経験値を生かすという形で入館者増をしていただけるように期待しているところがございます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。入館料は値上げしたのではなかったでしたか。その辺も把握していただきながらかと思うのですけれども。

今の話はわかりましたけれども、やはり指定管理は、安定的に受けていただけないと、指定管理者も替わっているのですから。今全国の手続きがされているのですか、

やはり心配な部分もあります。

そのような中で、県として——お答えいただけなかったのですが、今入館者数が1万6,000人台で推移しているということでした。安定的に指定管理していただきながら施設を継続していくためには、何人ぐらゐの入場者数があれば、あるいは収入としてどのぐらゐの入館料を見込んで計画をしているのかというところを教えてくださいませんか。

○和田文化振興課総括課長 昨年度新たな指定管理者を選定したときは、3万人の入館者を見込むようお願いしたところでございます。

○佐々木朋和委員 3万人といいますと、今半分ぐらゐの入館者だということで、なかなか運営も大変ではないかと思っております。その内容について、指定管理者にただお願いするだけではなくて、やはり県としても対話しながら努力しなければいけないと思うのです。

平泉世界遺産ガイダンスセンターについては、当初から町の施設とどう差別化するのかということも課題でしたし、またそのときには有料化してでも、やはり魅力的なものをつくって、お客様に来てもらったほうがいいのではないかとこの議会での議論もあったと思います。その中で無料化して進めて、1年で有料化にして、建設のときに有料化に値するような内容であればいいのですけれども、最初無料化を想定した内容で建てておいて、途中から有料化するのであれば、やはりそこに魅力アップのための何かしらの施策がないと、この状態は続いていくのではないかと私は思います。その点について、県としてはどのように考えているのかお示しいただきたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 県におきましても、そのような事情を背景になかなか入館者数がふえていかないという実態も踏まえて、令和7年1月に国の文化観光推進法——文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく地域計画の認定をもらったという経緯がございます。県としても、そのような計画を使いながら、さまざま周遊プログラムの造成であるとか、平泉世界遺産ガイダンスセンターのゲート機能を充実するような取り組みをしながら、平泉町だけではなく、一関市や奥州市も巡るようなひらけずみ遺産としての周遊も含めながら、平泉世界遺産ガイダンスセンターの運営を、ゲートウェイ機能を充実させながら実施していきたいというように今考えているところであります。

計画は、今後3年間でそのようなプログラムの導入を行っていくこととなりますので、それをきちんと皆さんに利用できるようなものに仕上げていくということが、今県の役割として大事かというように考えております。

○佐々木朋和委員 わかりました。これから3年間、プログラムということは、中でいろいろな講座を受けたりということに注力していくということだと思います。ぜひそれもやっていただきたいと思いますが、常時の展示についても、やはり工夫していかなければいけない。当初は、追加認定に向けて、一関市、奥州市の施設についてのガイダンス機能だということで、町の施設とも差別化をしながら進めたと思うのですが、今は

柳之御所遺跡の追加登録ということで動いているというような変化もあります。そのような中であっては、もちろん一関市、奥州市の施設についてのガイダンス機能も持っていたきながらも、やはり新たな魅力も、展示としてもリニューアル的なところも必要なのではないかと思います。ぜひこのようなところについて、指定管理者とももう少し相談していただきながら、しっかりと取り組むべきだと思います。この点について最後、御答弁いただければと思います。

○和田文化振興課総括課長 令和6年度まで、指定管理者との議論というものが定例的になかなか行われていなかったという課題もございました。そのようなこともあり、令和7年度は定期的にアクティオ株式会社の本社の方々やセンター長と、そして我々と一緒になって、今後の計画をどうしていくかというところを議論してきております。

ただ、そのような中でも、令和7年度は新しい指定管理者が初めての1年を迎えたということもございましたので、来年度はよりよいものにしようということで、昨年——令和7年の9月ぐらいから、令和8年度の事業計画を少し綿密に議論するというような機会を多く設けさせていただいております。そのような反省も踏まえて、今後、より多くの方に来ていただけるように、一緒になって取り組んでいきたいというように考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。来年度は平泉町の中尊寺金色堂が落慶900年なのです。そのような先のことを言わないで、やはりしっかりと令和8年度から取り組んでいただかないと、私は指定管理者が変更になっているということは、指定管理者としても前の事業者も苦しかったのだらうと思います。しっかりその点についても、指定管理で長く引き受けていただけたところがあるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○名須川晋委員 私からは、過日発表がございました富士大学についてでございますけれども、来春——令和9年度からいわて富士大学に改称するというところでございまして、スポーツ健康科学部を新設するというところでございます。スポーツ施設や地域共創センターを整備する、また女性スポーツ研究センターもこれから設置するというところで、スポーツ健康科学部には小笠原悦子さんという学部長——大槌町出身でございますけれども、大変優秀な方が順天堂大学大学院から学部長としていらっしゃるということで、女性スポーツ研究センターのセンター長にも御就任されるということでございます。

県として、まずこの辺の期待についてあれば、お知らせいただきたいと思います。

○田内スポーツ振興課総括課長 富士大学に関するお尋ねでございます。いわて県民計画（2019～2028）におきましては、高等教育機関と連携した地域づくり、人づくりを進めるということにしておりまして、今回の富士大学の取り組みは、高い専門性と教養を兼ね備えた人材育成でありますとか、県内の高校から県内の大学への進学機運を高める上で選択の幅が広がるなどの効果がもたらされるものと考えております。

スポーツ分野におきましては、これまでも富士大学の教員にスーパーキッズ発掘・育成事業に参画いただいておりますほか、御承知のとおり、各種競技におきます体育会の活躍

も目覚ましいというところでございます、有為な人材の育成や輩出が期待されるというところでございます。

○名須川晋委員 最近、男女問わず世界で活躍するスポーツ選手が岩手県から輩出されるということで、非常に県民も勇気づけられておりますし、この施設によってさらに加速してほしいというように思います。

会見の中では、スポーツ医・科学センターの誘致も花巻市と一緒に進めたいというような意向をお話しされていたようでございます。あくまでも報道ベースでございますので、その詳細についてはわかりかねるのですが、そのような意向が示されたということでございます。

過日の一般質問でも答弁がありましたけれども、これまでスポーツ医・科学センターの整備に向けた検討については、岩手県営体育館及び岩手県勤労身体障がい者体育館の集約など他の施設との併設とあわせて検討していくというようなことが公式的なもので、県営スポーツ施設のあり方に関する有識者懇談会の中でもそう進められてきたと思いますが、新たにいわて富士大学の新学部増設によって、このようなところとの整合性はどのように図られていくのか。県との意思疎通というか、事前にお話があったということはあったのでしょうか。

○田内スポーツ振興課総括課長 報道にございましたような学校名の変更でありますとか、スポーツ健康科学部の設置などにつきましては、事務レベルでお話を伺っておりまして、その中で、県で検討しているスポーツ医・科学センターについて、可能であれば花巻キャンパスを活用いただけないかというようなお話はいただいているところで、そのような話題はあったところでございます。

名須川晋委員に御紹介いただきましたとおり、現在有識者懇談会を設けまして、スポーツ医・科学センターが担う機能でありますとか、必要な規模などを検討しているところでございますけれども、整備に当たりましては、施設設備の共有化による相乗効果でありますとか、整備費、運営経費の面からも効果的であることから、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の集約化と一体で整備することも検討しているところです。

先日の一般質問で知事が御答弁申し上げましたとおり、まずは県として、あるべき整備の方向性というものを定めていく必要があると考えております。

○名須川晋委員 そうすると、一定の調整はまだなされていないということだと思いますけれども、民間が自分たちで整備する形であれば、県としても非常に、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の集約等々、現実の整備としてはまだまだ先の話だと思いますし、それこそ5年、10年単位というようなことになるとすれば、民間にお任せするということも十分にありなのかと思います。交通の結節点として花巻パーキングエリアにスマートインターチェンジが設置されて、非常に交通の便もいいということで、現状の場所よりは、住んでいるところによって違うと思いますが、アクセスがいい場所にありますので、非常に相乗効果が望めるのではないかと。早くもできるし、費用もかからないとすると、スポー

ツ健康科学部の優秀なスタッフというか教育者がいて、若い人たち——大学生がそこに交じってということであれば、非常に現実的で、しかも早い、安いというところで、いい御提案なのではないかと思いますが、まだ非公式の段階の話かと思いますが、ぜひともこれは前向きに取り組む必要があるのではないかと思います、いかがでございましょうか。

○田内スポーツ振興課総括課長 いずれ現在、先ほど申し上げましたとおり、事務レベルでそのような構想もあるというようなお話を聞いている段階ということで、今後どう進めていくかということにつきましては、これから詳しいお話を聞いたり、さまざま連携できるものがあるのか、またスポーツ医・科学センターの整備というものにつきましても、一応体育館との一体整備というような方向で検討していますけれども、それとのすり合わせでありますとか、さまざまな課題があると思います。

非常によい話だというのはそのとおりだと思いますけれども、また県の方向性というのもこれから有識者からお話を聞いて進めていかなければなりませんし、そのようなものも含めて、今後検討をいろいろ進めていければいいかというように思っております。

○名須川晋委員 同じ質問を最後、菊池文化スポーツ部長にも問いかけたいと思いますが、よろしくお願いします。

○菊池文化スポーツ部長 ただいまスポーツ振興課総括課長も申し上げましたけれども、いずれスポーツ医・科学センターの建設につきましては、体育館とパラリーナの集約をあわせて検討するというところで、来年、体育館とパラリーナの集約について、ニーズ調査ですとか、市場の実現可能性調査といったものを今回の当初予算案に盛り込ませていただいていた。実際まだ、どこに設置するとか、そのようなところもこれからの検討になるものですから、ニーズなど、そのようなものも調査しながら、富士大学とのお話も、まだどのような構想でというような具体の話も当然お伺いしていないところでしたので、さまざま整備に向けて検討するに当たっては富士大学のお話もお聞きしながら、ハード面またソフト面、連携、協力できるところは検討しながら進めてまいりたいというように思います。

○菅原亮太委員 私からは、国立天文台水沢VLBI観測所及び旧緯度観測所の世界遺産登録について伺ってまいります。

先般の令和7年12月定例会におきまして、菅野ひろのり議員の世界遺産登録も含めた国立天文台水沢の可能性についてとの質問に対して、知事は、岩手県の宝、世界の宝というように答弁されました。また、国立天文台水沢VLBI観測所を舞台にした、君に届けるメッセージが第15回いわてマンガ大賞コンテストの一般部門で大賞に選ばれたところがあります。国立天文台水沢と旧緯度観測所の魅力が県内に広がりつつありますが、その魅力を県外また国外にも発信していくことが重要であるというように思います。

ちなみにですが、旧緯度観測所の初代所長は旧制第四高等学校、今で言う金沢大学出身の木村榮先生であり、私の出身大学の先輩に当たります。

そこで伺いますけれども、国立天文台水沢や旧緯度観測所を世界遺産登録にという講演会を行っている国立天文台ボランティアガイドもいらっしゃる中において、世界遺産登録にはどのような壁を乗り越えていかなければいけないか伺います。

○和田文化振興課総括課長 世界遺産登録に必要な取り組みについてでございますけれども、世界遺産登録につきましては、対象とする資産について、専門的な知見に基づく顕著な普遍的価値の証明と登録基準への適合に向けて学術的な合意を得た上で国際的に証明していくことが求められております。また、国の文化財に指定されるなど、文化財保護法に基づく十分な保護措置の確保のほか、資産周辺の良い環境を保全するための施策、地域コミュニティを含む関係者の一体的な協力体制の構築などが必要であると考えられているところでございます。

国立天文台水沢及び旧緯度観測所は、国登録有形文化財に登録されるとともに、日本天文遺産に認定されるなど、近代地球物理学、天文学の発展史上、貴重な学術遺産とも評価されておりますが、世界遺産への登録を目指すためには、国の文化財としての視点によるより確実な保護措置の確立や、人類全体のための遺産として価値の証明に向けた学術的調査研究とともに、地域が一体となった保護体制の構築に取り組むことが必要になるものと考えております。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。四つの壁ですね。まずは国指定文化財に登録されることと、そして学術的評価、また保存管理体制、そして最後に地域における取り組み、この四つの壁があるということでございます。

そのような意味で、世界遺産登録にはクリアしていくべきさまざまな課題があると思いますけれども、仮にですけれども、世界遺産登録を目指そうとする場合、県としてはどのような支援体制が取れるか伺います。

○和田文化振興課総括課長 世界遺産の登録に向けた県の支援ということでございますが、世界遺産の登録には、先ほど御答弁申し上げましたとおり、顕著な普遍的価値の証明と登録基準への適合というものを学術的観点から国際的に証明していく必要がございます。資産の所有者や地元市町村が主体となって、普遍的な価値を調査研究や、地域を挙げて保存や協力体制の構築がまずは必要ではないかと考えております。

世界遺産登録に向けたプロセスの中には、世界遺産としての価値の証明に向けた学術的な調査研究や、資産周辺の住民等の協力体制をはじめ、地元における推進体制の確立など、検討すべき課題が多々生じてくると思われます。地元市町村をはじめ、関係者とまずは意見交換を行いながら、県としてどのような支援が必要かなど、検討していくことになると考えているところでございます。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。おっしゃるように、やはり住民の理解、あとは市だったり、まず国立天文台水沢の方々と、また国、文部科学省も、本当にさまざまなパートナーと全体的に一体となっていくということが大事だということを伺いました。

最後ですけれども、世界遺産登録という大きな希望を抱く県民もいる中で、国立天文台

水沢や旧緯度観測所などの文化的価値や魅力を県内外、国内外に伝え、認知度を向上していくために、県としては今後どのように取り組むのか伺います。

○和田文化振興課総括課長 これまで国立天文台水沢を会場に、観測所や奥州市、NPOが連携して、毎年いわて銀河フェスタが開催されております。講演会や研究成果の紹介、体験ワークショップやステージイベントなど、多くの方々にその価値や魅力に触れる機会の提供、そして発信を行っているものと承知しているところです。

また、菅原亮太委員から紹介がありましたとおり、令和7年度のいわてマンガ大賞コンテストでは国立天文台水沢の価値や魅力などが描かれた作品が大賞を受賞したところでございまして、この作品はコミックいわてWEBにおいて国内外へ発信することができているところでございます。

このほか、県のホームページ——いわての文化情報大事典では、旧緯度観測所をはじめ、本県の文化芸術に関する情報や文化財などをデータベース化して発信しておりまして、今後は市町村と連携を図りながら、地域が有する文化財などの価値や魅力をさまざまな機会を通して県内への発信に努めてまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 最後になりますけれども、やはりカウンターパート全体の意思統一、そして価値の証明、これらを合致して、国に新たな申請をして、イコモスに行って、イコモスで認められて世界遺産になる。この大前提として、カウンターパート全員の機運醸成がまず大事だと思います。そのような意味では、県が独自に勝手に動いても、それはそれで周りの人が取り残されてしまうから、それは世界遺産登録に向けては逆効果になってしまうというところで、やはり県もみんなと一緒にやっていくということがまず大事だということがわかりました。

そのような意味では、私も、議員としても、世界遺産登録はかなり遠い目標でありますけれども、そこへ向かって一步でも近づけるように、まずは地元の機運醸成に向けて取り組んでいきたいと思いますので、引き続き御指導、御支援いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

○斉藤信委員 それでは最初に、三つの世界遺産の活用状況なのですが、先ほども平泉の世界遺産が取り上げられました。世界遺産登録15周年なのです。これは、来年度の予算案にもかかわりますけれども、世界遺産登録15周年の取り組みはどうなっているか示してください。

○和田文化振興課総括課長 平泉の世界遺産登録15周年の取り組みということでございますが、令和8年度は中尊寺が落慶900年、そして世界遺産登録15周年という節目の年ということになっております。このため、世界遺産平泉の普遍的価値の理解を深めて、世界遺産の継承意識の醸成に向けて、平泉をはじめとする関係市町や団体、そして中尊寺及び毛越寺などで構成する世界遺産連携推進実行委員会というものと連携させていただきまして、世界遺産祭in平泉を開催する方向で現在平泉町と調整を進めているところでございます。

また、この実行委員会では、中尊寺や毛越寺、それから地元の観光協会などが主催する

イベントなどについても、世界遺産登録 15 周年の記念事業関連イベントとしてリーフレットに取りまとめ、平泉世界遺産ガイダンスセンターを含めてさまざまな方々に広く周知していただくようにさまざまなイベントに取り組みたいと考えておりまして、関係市町、団体との連携を強化しながら、世界遺産登録 15 周年を盛り上げてまいりたいというように考えております。

○**斉藤信委員** 来年度といっても、今年の話なのです。実行委員会を立ち上げて検討してまいりますという、あまりにも遅過ぎるというか、実行委員会はつくられているのですか、それともこれからなのですか。

○**和田文化振興課総括課長** 実行委員会は、今年度から立ち上げられておりまして、今年度から議論をして、ロゴマークを作ったり、キャッチフレーズを決めたりといったようなことはもう既に行っているところでございまして、それを対外的に発表するのは実行委員会、平泉町と調整しながら、皆様にお示しできる時期が来るものと考えております。

○**斉藤信委員** 実行委員会はいつつくられて、これまで何回開催されて、決まったことは何なのか。

○**和田文化振興課総括課長** 令和 7 年度は 3 回開催しておりまして、実行委員会の下に幹事会として事務的な議論をするものと、そして平泉町長が会長を担う実行委員会と、その二つのパターンで会議は実施しております。

先ほど申し上げましたとおり、世界遺産登録 15 周年を記念したロゴマークを作ったり、キャッチフレーズをつくったり、そしてさまざま世界遺産登録 15 周年を記念した取り組みを関係団体が行いますので、それをまとめて発信できる媒体をつくるといったようなところをみんなで議論しながら決めているというところでございます。

さらに、令和 8 年度に実施する世界遺産祭 i n 平泉は、平泉町だけではなくて、県もしっかりお金を出すというような形で、一緒になって規模をまとめて大きくできるような事業展開を議論してきたというところでございます。

○**斉藤信委員** 来年度の当初予算案はもう出されているのです。世界遺産登録 15 周年、中尊寺落慶 900 年といった、来年度当初予算案で提案されている行事なり中身を具体的に示してください。

○**和田文化振興課総括課長** 世界遺産祭 i n 平泉は、令和 8 年の 8 月頃に平泉町内で開催する予定としておりまして、内容としましては民俗芸能のステージ、トークライブ、それから三つの世界遺産のオープンスクール、ワークショップ、それから学習のコンテンツを提供するといったようなところ、それから飲食、物販、観光 PR ブースの出展をしたり、あとは平泉世界遺産ガイダンスセンターのブロックの作品展示であるとか、そのようなところで子供たちも楽しめるようなイベントにしたいと考えております。

○**斉藤信委員** 少しスケールが小さいと思います。やはり世界遺産登録 15 周年で、予算もそのような名目で出ているのだから、少しスケールが小さい。

それで、先ほども平泉世界遺産ガイダンスセンターが取り上げられました。私も項目に

挙げているのですけれども、先ほどの答弁を聞いて、本当にびっくりしたのです。3万人の入館者の目標を掲げながら、1万6,000人程度でとどまっている。これは大変なことです。目標の半分なのだ。何でこうなっているかということをしかり県がやらないとだめだ。

実は、指定管理者制度を導入するときに私は指摘いたしました。今まで公益財団法人岩手県文化振興事業団が行っていたのです。今回は手も挙げなかったのです。私は聞きました。あまりにも指定管理料が低くて、できませんということで、手も挙げられなかったのです。だから、外部の団体になってしまった。しかし、結果的には3万人の目標を掲げたが1万6,000人だったとなったら、何なのですか、これ。このぐらい乖離したら、計画不履行みたいなものです。これは何が原因なのか。先ほど聞いたら、平泉町の平泉文化遺産センターは3万5,000人前後でしょう。そうでしたよね。

○和田文化振興課総括課長 3万2,000人になります。

○斉藤信委員 3万人前後ですか。それでも倍ですよ。恐らく文化的資産は平泉世界遺産ガイダンスセンターのほうが充実しているのだと思うのです。なのに、町の施設の半分程度しか入らないというのは何なのか。深刻に、計画とこのぐらい乖離したら、計画の偽造みたいなことになってしまいますよ。県として、これだけ乖離するような状況というのは何なのかを、今の段階でどう分析されているか示してください。

○和田文化振興課総括課長 乖離の原因としましては、第2期の指定管理者の前の第1期の指定管理者の目標人数は5万人にしていたという経緯がございます。初年度は直営で2万5,000人になったということもありまして、目標値を下げざるを得ない状況もあり、3万人というところで、目標値自体を下げた経緯がございます。

それでもなおかつ半分程度であることについて、やはりそこは指定管理者だけではなく、県としても何か手を打たねばならないというところで、先ほども答弁差し上げたのですが、文化観光推進法に基づく地域計画を介して、皆さんと協力しながら、どうやって平泉世界遺産ガイダンスセンターも含めて関係遺産を回っていただけるかという議論を今進めているところです。

さまざま皆さんから意見も頂戴しておりますので、それはしっかり反映しながら、できることをしっかりやって、できるだけ目標値に近づけられるような協力をみんなですていきたいというようには考えています。

○斉藤信委員 第1期の目標人数は5万人で、第2期は3万人ということです。平泉世界遺産ガイダンスセンターという位置づけ、役割は、平泉の世界遺産のゲートウエーなのだという位置づけでした。だから、5万人という目標は決して小さくはなかったし、それだけの役割を果たすべき施設だったのだと思います。しかし、結果的にはそうっていない。

平泉町の言わば観光客数は年間どのぐらいなのですか。

○和田文化振興課総括課長 我々が把握している観光客数は、関係資産に訪れた人数で集計しているのですけれども、多いときは90万人程度となっております。今は70万人ぐ

らいとなっておりますので、コロナ禍も影響して下がったものがなかなか戻らないというところでは。

それから、今年度に関しては、平泉町の観光協会からお話を聞くと、やはり大阪・関西万博もあって、こちらに足を運んでくれなかったというような感じを得ているというお話も聞いておりましたので、今年度西に行った人たちが来年度は北のほうに来ていただけるような取り組みも必要かというように考えております。

○斉藤信委員 せっかく世界遺産登録 15 周年という節目で、東日本大震災津波も 15 周年なので、私は関連も含めて大きく打ち出して、挽回するチャンスにすべきだと思います。その際、やはり平泉世界遺産ガイダンスセンターのあり方を県としてもよく検討して、安上がりでやろうとしている、私はその発想に一つの大きな問題があるのだと思います。それは、指定管理者制度の導入のときに率直に指摘しました。そのようなことも含めて、本当に世界遺産のゲートウエーという役割、位置づけは変わっていないのだから、それにふさわしい全体の取り組み、ガイダンスセンターの取り組みというものをしっかりやっていただきたい。

あわせて、御所野遺跡の世界遺産登録も 5 周年になります。この 5 周年の取り組みはどうなっているでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 御所野遺跡の世界遺産登録 5 周年の取り組みについてでございますが、県としましては今一戸町と共催して、御所野遺跡・世界遺産登録 5 周年記念イベント g o g o 感謝祭（仮称）というものを開催する予定としておりまして、この中で、地域の宝である御所野遺跡の価値を知り、未来へ伝え、保存や活用の意識を高めていく縄文フォーラムというものを開催しようとしておりまして、詳細な内容について検討を今進めております。

また、青森県が事務局を務めます縄文遺跡群世界遺産協議会というものもございまして、ここが主催して、同じように縄文フォーラムを令和 8 年 11 月に大阪府で、そして令和 9 年 1 月には東京都を会場に開催することとしております。そこでは、国内の他の世界遺産との共催による企画展示も予定しているところでございます。

それから、平泉町で開催する、先ほど答弁しました世界遺産祭 i n 平泉においても、三つの世界遺産に係るオープンスクール、ワークショップなどを実施することとしておりまして、そのような形で御所野遺跡の価値や魅力を改めて発信していきたいと考えているところです。

○斉藤信委員 この間——去年ですか、文教委員会でも視察して、行けば本当に素晴らしい遺跡なのです。だから、本当に北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録というものはかなりの価値があるのですけれども、そこら辺の連携も含めて、ぜひ 5 周年で盛り返すような取り組みをしていただきたい。

次に、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の統合改築とスポーツ医・科学センターについて伺います。本会議での知事答弁は、かなり踏み込んで、今年度中には方向性を示

したいということで、先ほどスポーツ振興課総括課長からも話があったように、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の統合とあわせてといいますか、セットでスポーツ医・科学センターの設置が検討されているのだと思います。

そこで聞きたいのは、一つは新たにつくるスポーツ医・科学センターの機能、役割はどうなっているのか。

もう一つ、盛岡市の体育施設と一体での整備ということを盛岡市で要望しているのだと思いますが、これは検討されているのか、されていないのか。この二つを聞きます。

○田内スポーツ振興課総括課長 まず、スポーツ医・科学センターの機能というお話でございましたけれども、こちらは今年度、懇談会におきまして、スポーツ医・科学センターの機能について、さまざま有識者からお話を伺いながら、煮詰めていったというようなところでございます。

機能といたしましては、現在もアスリート育成というか、競技力向上が一つ、もう一つはスポーツ医・科学の知見を生かした県民の健康づくりという2本の柱でやっておりますけれども、その2本の柱はこれまでどおり維持しつつ、競技力向上に関しましてはアセスメント機能の強化ということで、今まではスポーツ医・科学のデータ測定を行ってきたのですが、測定結果をもとに、次にどのようなトレーニングに生かしていくかといったようなアセスメントを強化していかなければならないとか、それからやはり人材の育成ということをもっと強化していかなければならないというようなお話をいただきまして、その方向でスポーツ医・科学センターのあり方を検討しているところでございます。

二つ目の盛岡市のお話でございますけれども、盛岡市からは、令和6年度に引き続きまして、今年度——令和7年度も市町村要望ということで、先ほど御紹介ありましたとおり、公共施設等適正管理推進事業債を活用した県営体育館と市公共施設の合築、高規格化の検討について要望があったところでございます。スポーツ施設の整備に当たりましては、その目的を明確化し、規模、機能、立地場所等のコンセプトを定めますとともに、整備費の軽減でありますとか、整備後に必要となる管理運営費の低減策や収益の向上策などについても十分検討を加えるというようなプロセスを踏むことが重要と考えております。

先ほど文化スポーツ部長からも少しお話しいたしましたが、来年度当初予算案に需要調査というものを計上しております。その中で、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の集約化における適正な規模、機能等を検討しながら、運用の効率化ですとか事業の圧縮が図られるように、盛岡市を含む市町村との連携はもとよりですけれども、PFI等の民間活力の活用などあらゆる手法を検討していくということで、今盛岡市に特化して何か検討しているという状況ではなくて、幅広く、市町村であるとか民間、いろいろなものの活用ということを検討しているというような状況でございます。

○斉藤信委員 スポーツ医・科学センターの機能、役割について、特に中学校、高等学校の部活動の指導者研修をぜひ位置づけて、科学的なトレーニングのようなものを指導者が身につけて——部活動は本当に、今どのぐらいあるかわからないけれども、根性主義みた

いなところがあって、練習すればするほど力がつくのだという、今そのような時代ではなくなっていると思うので、いわてスーパーキッズの優秀な生徒が顧問の指導でけがをして、陸上の選手でしたけれども、途中でやめざるを得なくなったという事例——文教委員会でも取り上げているのだけれども——そのような事例が少なくないのです。そのような意味では、やはり本当に中学生、高校生というのは身体的にも成長過程ですから、そのような成長過程に合った科学的なトレーニング——これには休息も必要だということで、だから部活動の手引では週に2回は休息日とされています。私は、これは科学的合理性がある提起なのだと思います。そのような役割をぜひ果たすようにしていただきたい。

もう一つは、盛岡市の要望とのかかわりで、要望があるということは認めているのだけれども、ほとんど検討されていない。今の段階は、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館を合併して、そしてそこにスポーツ医・科学センターも整備するという、かなりここまで煮詰まってきた感じがするのですが、だからそれはそれできちんと、盛岡市の要望の可能性といいますか、必要性をどのように受けとめているのかということが、今の答弁では聞けなかった。

盛岡市が想定しているのは盛岡市総合アリーナ——盛岡タカヤアリーナです。あれが老朽化している。だから、ある意味プロのスポーツなども活用できるようなレベルの高い施設を盛岡市は一緒にやれないかという提案の趣旨と私は受けとめているのです。それは無理だというなら無理だと、このような方向で行きますと言う。盛岡市の要望は、検討の価値がある要望と受けとめているのか、今はそのような段階ではないというように受けとめているのか、そこも含めて示してください。

○田内スポーツ振興課総括課長 盛岡市から要望いただいていることはそのとおりでございますし、また先ほど名須川晋委員からお話がありましてとおり、スポーツ医・科学センターの絡みで富士大学からもそのような御意向が示されているということもありますし、あと一般社団法人岩手経済同友会からアリーナ整備というような要望もあって、体育館整備に関してはいろいろな方面からいろいろな御要望をいただいているということです。それに関しては全て道を閉ざしているわけではございませんで、当然そのようなあらゆる県内のステークホルダーからいろいろな御要望をいただいているものに対して、今後どうしていくかということをしっかり考えていかなければならないということで、現在もう県営体育館とパラアリーナとスポーツ医・科学センターでフィックスだということではなくて、あらゆる方向についてこれからまた検討を進めていかなければならないというように考えておりますし、あと盛岡市の話につきましては、県内の体育館の配置といいますか、分布を考えますと、県南地域に結構高規格な新しめの体育館が多く、盛岡市、県央地域については体育館の数が県内の中で意外と足りていないような状況もあつたりしまして、統合するとますます体育館の数としては減ってしまうとか、さまざまな課題があるかと思います。そのような課題も一つずつまたこれから解決しながらというようなことで考えております。

○斉藤信委員 最後です。部活動の地域移行について伺います。

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の方針が示されて、部活動にも補助が出るという方向だと思うのですが、来年度、この国の方針、新たな補助金を含めて、部活動の地域移行はどう進められようとしているか示してください。

○田内スポーツ振興課総括課長 御紹介のありました国の実行会議の最終取りまとめが令和7年5月にあったということで、それを受けまして、年末の12月に部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが国から示されました。このガイドラインは、基本的には最終取りまとめの内容と同じものになりますけれども、地域移行という名称を地域展開に改めるといったことでありますとか、令和8年から令和13年までを改革実行期間として、休日の部活動についてはこの期間内に原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すといったことなどの考え方が示されたところです。

県におきましては、この国のガイドライン策定を受けまして、令和6年1月に岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針を示しているのですが、そちらを見直すことにしております。令和8年度、その協議会がありますので、そちらで見直しの内容を検討していきたいというように思っております。

あと、そのようなものを含めた新たな国の補助制度なども生まれたのですが、そのようなものの活用につきましても市町村に来年度どうしますかということで御要望を伺いまして、7市町で国の事業を活用して、さまざま地域展開に向けた取り組みをするというようなことを伺っておりますし、あと今年度アドバイザーを設置しまして、各市町村を回って、いろいろ市町村に助言、指導なりしていたのですが、それを来年度も継続して設置して、市町村の支援をしていきたいというように考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。

ではまず、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤教育長 教育委員会審査の冒頭、大変恐縮ではございますが、委員長のお許しをいただき、先般発生しました教職員の不祥事案について、改めて御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

1件目でございますが、県教育委員会事務局の本庁に勤務する事務職員が、2月14日土曜日午後9時頃から翌15日日曜日午前3時頃まで、盛岡市内の飲食店において飲酒した後、自ら自動車を運転し、自宅に向かう途中、警察官から職務質問を受け、呼気検査の結果、酒気帯び運転で検挙されたものであります。

2件目は、矢巾町立小学校の教諭が、令和8年1月7日水曜日、被害者である16歳未満の女性に対するわいせつ誘拐及び不同意性交等を行った容疑で2月16日月曜日に逮捕されたものであります。

いずれの事案も、詳細につきましては現在確認中でございます。

教職員による飲酒運転事案につきましては、昨年 10 月に発生した事案に続く今年度 2 件目であり、また教職員の逮捕事案につきましては今年度 5 件目の発生となったことは、県民の教育に対する信頼を大きく損ねるとともに、児童生徒、保護者等に与える影響も甚だしく、ざんきに堪えない思いであります。

飲酒運転、児童生徒への性暴力等は、いずれも事の重大性に鑑み、懲戒免職の処分を基本に厳罰で臨むこととしているところであり、両事案については警察の捜査等の動向も見きわめつつ、事実関係を精査の上、できるだけ速やかに検討し、厳正に対処いたします。

県教育委員会ではこれまで、コンプライアンスの徹底について、各所属における研修、県立学校長会議や教育事務所長会議、市町村教育委員会等の意見交換などの場で注意喚起、各学校の管理職等を対象にした研修などの取り組みを行ってきたところですが、教職員一人一人にコンプライアンス意識が十分浸透していなかったと言わざるを得ません。

今回の事態を重く受けとめ、不祥事案は決して他人事ではないという当事者意識や危機意識を教職員一人一人に徹底するため、全ての教職員に対し、改めて綱紀保持の徹底と服務規律の確保について厳しく注意喚起し、再発防止に向けて各所属が繰り返しコンプライアンス意識の醸成に取り組んでいるところです。

また、不祥事根絶に向けた仕組み構築と教職員の意識の根本的な改革に向けて、現在他県の取り組み等も参考にしながら、担当課において具体の取り組みの検討を進めているところであります。

このような取り組みを各所属で確実に実施することにより、児童生徒が安心して学校生活を送ることができ、また保護者が信頼して子供を学校に通わせることができるよう、不祥事を出さない、許さない職場風土の醸成と、教職員一人一人の意識改革に学校、市町村教育委員会、県教育委員会が一丸となって取り組んでまいります。

このたびは大変申しわけございませんでした。

○佐藤ケイ子委員長 この件について何か質疑を行う場合は、後のこの際のときにお願いいたします。

進めます。次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち教育委員会関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 10 款教育費及び議案第 96 号高等学校等教育改革推進基金条例、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、審査の方法ですが、提案理由の説明を一括で行った後、質疑は 1 件ずつ分けて行います。その後に討論、採決を行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵教育企画室長 議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）について御説明申し上げます。

議案（その３）の 18 ページをごらん願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、第 10 款教育費のうち第 1 項教育総務費から第 7 項保健体育費までであります。これらは主に事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として 19 億 3,600 万円余を増額しようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の 199 ページをごらん願います。第 10 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費のうち管理運営費は、教職員給与費の確定見込み等による所要額の補正のほか、本庁及び教育事務所に係る未契約であった NHK 受信料の支払いに必要な経費を措置しようとするものであります。

なお、NHK 受信料は、本科目のほか、関係する施設管理費の各科目において措置しようとするものであります。

次の 200 ページに参りまして、第 3 目教職員人事費のうち、教職員人事管理費から退職手当までの 3 事業は、会計年度任用職員等の人数や児童手当受給者数、退職職員数の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

次の 201 ページに参りまして、第 4 目教育指導費のうち、教育関係の中ほどの学校教育 D X 推進事業費は、共同調達による公立学校の児童生徒 1 人 1 台端末の更新に要する経費などの確定見込みにより所要額を補正しようとするものであり、下から三つ目の公立学校情報機器整備基金積立金は、市町村立学校の児童生徒 1 人 1 台端末の更新等の経費について基金に積み増ししようとするものであり、その下の高等学校等教育改革推進基金積立金は、公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、基金に積み立てようとするものであります。

203 ページをごらん願います。第 2 項小学校費、第 1 目教職員費の教職員費、次の 204 ページ、第 3 項中学校費、第 1 目教職員費の教職員費、次の 205 ページに参りまして、第 4 項高等学校費、第 1 目高等学校総務費の教職員費につきましては、いずれも教職員給与費の確定見込み等により、それぞれ所要額を補正しようとするものであります。

次の 206 ページに参りまして、第 4 目教育振興費のうち、一番下の公立高等学校等就学支援金交付事業費、次のページに参りまして、上から五つ目の高校生等臨時支援事業費は、受給者数の確定見込み等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

下の段の第 5 目学校建設費のうち、上から一つ目の校舎建設事業費は、県立宮古商工高等学校及び県立宮古水産高等学校の合築整備に要する経費のうち国補正予算対応分を措置するとともに、県立南昌みらい高等学校の新設体育館の設計に関する経費を補正しようとするものであります。

209 ページをごらん願います。第 5 目特別支援学校費、第 1 目特別支援学校費のうち、上から一つ目、管理運営費は、教職員給与費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであり、その二つ下の施設整備費は、令和 8 年 4 月開校予定の県立二戸北星支援学

校の整備のほか、工事契約額等の確定見込みに伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次に、211 ページをごらん願います。第 6 項社会教育費、第 1 目社会教育総務費のうち、一番下の指導運営費は、職員給与費の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 3）にお戻りいただきまして、議案（その 3）33 ページをごらん願います。第 2 表繰越明許費補正追加の表中、教育委員会の所管分は、第 10 款教育費のうち第 1 項教育総務費及び第 4 項高等学校費の 2 事業、7 億 3,800 万円余であり、第 1 項教育総務費のいわて高校魅力化推進はいわて高校魅力化推進事業について、第 4 項高等学校費の校舎建設事業は県立宮古商工高等学校及び県立宮古水産高等学校の合築整備並びに県立南昌みらい高等学校の新築体育館の設計について、令和 8 年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、補正議案のうち、県立南昌みらい高等学校の体育館新築工事につきましては、便宜、別途お配りしております資料にて説明させていただきますので、岩手県立南昌みらい高等学校体育館新築工事の資料をごらん願います。まず、1 の趣旨でございますが、県立南昌みらい高等学校の体育館については、矢巾町と覚書を締結し、議決を得て工事請負業者と契約締結したものの、町から覚書の趣旨と異なる主張がなされたことにより、工事契約の解除に至ったものです。町が覚書に基づく整備を拒否していることにより、共創による新体育館整備の見通しが立たないことから、覚書を解除し、生徒が充実した学校生活を送ることができる教育環境を確保するため、県単独により早急に整備を進めようとするものであります。

新体育館の概要の説明に先立ちまして、矢巾町との協議経過について資料 3 ページ以降に別紙としてまとめておりますので、資料 3 ページ以降の表をごらんください。なお、説明につきましては、12 月 8 日に開催されました 12 月県議会定例会文教委員会以降の状況について御説明申し上げます。

資料 6 ページをごらん願います。表の左のナンバー 83、12 月 12 日に矢巾町から 10 月 24 日付の県教育委員会通知に対し、①、賠償金等の清算協議には一切応じられない、②、覚書に基づく体育館の整備は、県教育委員会が実施するものになっており、具体的内容について速やかに契約や協定で取り決めるべきだった、③、住民への説明は、県教育委員会の責任により、町と統一的な見解によりすべきものなどの主張がございました。

ナンバー 84、12 月 24 日に矢巾町から、県知事及び県議会議長宛て文書、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る県教育委員会の対応への抗議文の写しが教育委員会に送付されました。

ナンバー 85 及び 86 ですが、2 月 18 日付で県教育委員会から矢巾町に対し、覚書の解除、工事請負業者に支払った損害賠償金及び支払い済みの設計委託料についての損害賠償請求をいたしました。

次に、新体育館の概要について御説明申し上げます。資料 2 ページにお戻り願います。建築場所につきましては学校敷地内とし、第一体育館とプールの南側の赤線で囲んだ位置に建築することを計画しています。

次に、資料 1 ページにお戻り願います。2、新体育館の概要ですが、表の左側が見直し後の計画、右側が当初計画となっております。見直し後は、鉄骨造 1 階建てを計画しておりますが、今後設計を進める中で詳細に設計してまいります。

延べ床面積は、当初計画から 3 分の 2 程度の約 2,200 平方メートルですが、ハンドボールコート公式サイズ 1 面を確保できるアリーナ、ボクシング場、トレーニング施設及びボールドリング施設等の機能を整備いたします。

なお、当初計画していた多目的スペースや研修室等は、主に地域住民利用を想定したものであり、見直し後は学校体育館として必要な諸室を整備することとし、延べ床面積は縮小しようとするものであります。

整備スケジュールは、令和 8 年度まで設計を行い、令和 9 年度から令和 10 年度にかけて工事を実施し、令和 10 年度中には供用開始することを計画しております。

建設費は、約 14 億円から 15 億円を計画しており、建物は Z E B R e a d y 相当とし、空調設備を整備し、授業や部活動が快適に実施できるようにします。

3 の補正予算額は、設計委託に要する経費 9,452 万 3,000 円です。

4、矢巾町への対応についてであります。先ほど御説明いたしましたとおり、民法の規定に基づき、2 月 18 日付で覚書を解除するとともに、同日付で町に損害賠償請求いたしました。町が応じない場合は、法的措置を取る予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○工藤予算財務課長 議案第 96 号高等学校等教育改革推進基金条例について御説明申し上げます。

条例案は、議案（その 4）の 6 ページにございますが、お手元にお配りしております条例案の概要により説明させていただきます。1 の制定の趣旨でございますけれども、公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、高等学校等教育改革推進基金を設置しようとするものでございます。

2 の条例案の内容でございますが、第 1 条は、先ほど申し上げました基金の設置について規定しております。

第 2 条から第 6 条までは、本県のほかの基金条例の例に倣って、現金の保管方法や運用益金の処理等について規定しております。

3 の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、本件基金条例に関連いたしまして、基金事業をはじめとする国による公立高校支援の概要について御説明いたします。1 枚おめくりいただきまして、高校無償化に伴う国による公立高校支援についてをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、西川高校改革課長から御説明いたします。私の説明は以上で終わ

ります。

○西川高校改革課長 高校無償化に伴う国による公立高校支援について御説明申し上げます。

1の(1)、公立高校支援の概要ですが、文部科学省では令和8年2月に高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けたN－E．X．T．（ネクスト）ハイスクール構想を示し、いわゆる高校無償化とあわせて公立高校等への支援の拡充を図るため、各都道府県に対して、①、高校教育改革促進基金の交付、②、各都道府県が令和8年度中に策定する高等学校教育改革実行計画に基づく高等学校教育改革交付金の交付を行うこととしました。

(2)のグランドデザインの策定及び背景ですけれども、2040年の就業構造の変化の推計によりますと、職種により余剰や不足が生じる労働力需給ギャップや、産業界のニーズに応じたいわゆる理系人材の不足が生じる可能性があるとして指摘されており、それら2040年の社会変化に対応するための高校教育のあり方を示す指針として策定されたものでございます。

2の高等学校等教育改革推進基金の概要のうち、(1)、基金創設の趣旨ですが、グランドデザインに沿った緊要性のある取り組みに対して、国の令和7年度補正予算措置により都道府県に基金を造成し、先行的に公立高校の支援を実施しようとするものでございます。

(2)、本県における基金設置ですけれども、交付金積立金として基盤的経費、いわゆる事務的経費に要する経費として6,000万円を一般会計補正予算案として提案し、当該基金を設置しようとするものでございます。

(3)の基盤的経費以外の基金事業の公募ですけれども、文部科学省では令和8年2月末から5月中旬にかけて、都道府県から基金事業の公募申請を受け付けることとしております。

なお、公募申請の上限額は約62億円とされており、同省が外部有識者を含め設置する審査委員会において審査の上、採択するものとなっております。

次に、(4)、基金事業を活用する改革先導拠点校ですが、ア、専門高校の機能強化・高度化、イ、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、ウ、地理的アクセス・多様な学びの確保といったパイロットケースを例示し、それぞれの類型ごとに1校、合計3校程度を申請するよう説明を受けております。県教育委員会としては、この改革先導拠点校の選定につきまして、本年5月の公募申請に向けて準備を進めているところでございます。

次に、3、実行計画の策定ですが、グランドデザインに基づき、令和8年度内に各都道府県に実行計画を策定させ、その実行計画に基づき、令和9年度以降に交付金による支援が行われる予定です。

なお、実行計画の策定に当たりましては、知事や関係部局、産業界と十分連携し、総合教育会議等を活用するなど、幅広い意見を聞いて策定するよう求められております。

参考でございますけれども、実行計画のひな形は、現時点においては文部科学省からま

だ示されていない状況となっております。

次に、4、基金及び交付金のスケジュールですが、上段の薄いグレーで枠囲みされたものが令和8年度から令和10年度までを事業実施期間とする基金事業となりますが、本年5月の公募申請、9月定例会への補正予算案の提案を予定しております。この基金事業につきましては、3年度分を一気に基金に積み立てまして、毎年度使用する分を取り崩すといった形を想定しております。

次に、下段のやや濃いグレーで枠囲みされた交付金事業については、先ほど御説明申し上げましたとおり、令和8年度中に各都道府県が策定する実行計画に基づき、令和9年度以降、交付金による支援が予定されております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 それでは初めに、議案第76号令和7年度岩手県一般会計補正予算(第7号)に対する質疑はありませんか。

○佐々木朋和委員 県立南昌みらい高等学校の体育館の設計費についてもよろしいのですよね。

○佐藤ケイ子委員長 はい。

○佐々木朋和委員 それでは、質問させていただきたいと思います。

いろいろやり取り等についてはほかの委員から質疑があると思うので、私からは、今体育館の整備がおくれていることによって、生徒に、体育の授業であるとか、部活動であるとか、どのような影響が起きているのかお聞かせいただければと思います。

○山崎学校施設課長 共創での体育館整備は、当初計画では令和8年4月の供用開始ということでございまして、現在授業及び部活動において体育館が不足している分については、旧県立盛岡南高等学校の体育館にバスで移動して利用していると、活動しているという状況でございます。体育館整備が遅れるということにつきましては、その状況が体育館が整備されるまで——令和8年度以降も継続するということになってまいります。

○西川高校改革課長 具体的に申し上げますと、今回新築しようとしておりますボクシング場、トレーニング施設、それからボルダリングもあるのでありますが、こちらが今南昌みらい高等学校に施設がないという状況がございますので、こちらにつきましては今旧県立盛岡南高等学校の体育館を使っているという状況となっております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。聞き方があれでした。令和8年度——4月以降でどのような影響が出ますかと聞けばよかったですね。失礼いたしました。

そのような中で、今具体的な話はなかったのですが、南昌みらい高等学校は体育に特化した学科があるにもかかわらず、普通の体育の授業でもバス移動があるので、短縮授業を余儀なくされていると、そのような声も聞かれるのですが、そのような実態があるのではないですか。

○西川高校改革課長 委員御指摘のとおり、そのような短縮授業のお話も聞いておりますし、授業と授業の時間の間の休み時間がしっかり取れないというお話も聞いておりまして、

やはり移動時間にそれなりの多大な時間を要しているというように現場からは聞いております。

○佐々木朋和委員　ありがとうございます。私も聞き取りをさせていただきましたけれども、今高校の授業は 50 分でしたか。そこを 35 分程度の時間しか体育に取れない場合もあるということで、これは普通高校でも大変なことですけれども、スポーツに特化した学科がある高校でこのような事態というのは、やはり避けるべきことなのだと思うのです。

そのような中で思うのが、新しい体育館ができれば、令和 8 年度からこれが改善されるということだったのですけれども、新しい南昌みらい高校が始まる時点で、今まで、3 月までもそのような状態が続いているということですから、やはり施設整備というのが後からできてくるというのは、高校の特徴を見た中であってもいかなものかと、これは反省点ではないかと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○山崎学校施設課長　施設整備と学校の教育の形といいますか、そのようなことは当然連動していくべきものだというように考えておりますので、望むべくは、そのような統合のスケジュールと合わせた体育館整備というのが望ましかったというのはそのとおりだというように思いますけれども、さまざまその状況がどうなるかということ踏まえた適切な施設整備、設計をしていくという中では、なかなか不確定な要素もある中で進めていくというような状況もありましたので、結果的には令和 8 年度からの供用開始というような形になったというところでございます。

○佐々木朋和委員　ありがとうございます。このようなことは、今回の事案だけではなくて、やはりさまざまな、入札不調であるとか、そのようなことで施設整備がおくれている事案もあります。そのような中で、先に高校統合等の方針が出されて、そこは守りながら、一方で施設がそこに間に合わないといったときに、先に学校を統合していくということを進めていっていいものかどうかと、私はこのようなことを教訓にもう一度考えるべきではないかと思うのですけれども、教育長からの見解を聞きたいと思います。

○佐藤教育長　委員から、まさにそのとおりの御指摘をいただいたと思っております。南昌みらい高校は、県立不来方高等学校と県立盛岡南高等学校という大規模な高校同士の統合ということで、実は南昌みらい高校——従前の不来方高校も相当、体育館以外にも校舎、ホッケー場、柔剣道場、一気に整備をやって、体育館だけが計画上 1 年おくれになってしまっているということで、結果的に生徒に大変申しわけない状況をつくってしまっているということで、非常に反省すべき点だというように思っています。我々としては県単独の整備を急いで、幾らでもそのような支障を取り除くような対応に力を注いでいきたいというように思っています。

○佐々木朋和委員　今のお言葉は、真摯なお言葉だったと思っております。

その上で、体育館そのものは、生徒の利用開始というのはいつぐらいを設定しているのか。言っていたのに再度の質問だったら済みません、聞き逃したもので。

あわせて、今バス移動にも相当な時間をかけて行っているのですけれども、もしこの状

態が続くのであれば、もう少し改善できるようなところはないのか、やはり検討もすべきだと思いますし、また今のバスの費用は別途県教育委員会から出ているものなのか、学校運営費の中で賄われていて、その分切り詰めた運営をしていかなければいけないという状況なのか、このような部分についてはどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。

○山崎学校施設課長 まず、供用開始につきましては、令和10年度中を想定しております。できるだけ早く進められるように取り組んでまいりたいというように考えております。

それから、バス移動に関しましては、現在は費用的な部分については別途県で負担している状況となっております。

改善点ということにつきましては、幾らかでも負担が軽減できるように、ここは現場の状況なども詳しくお聞きしながら、改善できるところは改善できるようにしていきたいと思えます。

○西川高校改革課長 費用の件ですけれども、今年度分につきましては、想定外の部活動の人数がふえたところもありまして、一部私費会計による持ち出しがございましたが、来年度の部分につきましては全額県費で負担することで、今回当初予算案として提案させていただいているところでございます。

○佐々木朋和委員 了解しました。

参考までに、バス移動に係る金額というのは年間幾らぐらいになっているのかということをお示しいただきたいと思いますが、あと部活動であれば時間的な猶予というのはあると思うのですが、やはり体育に使う部分について、今の短縮授業を何とかしなければいけないというところでは、前の学校の体育館にこだわることなく、近くでほかに代替の施設があれば、そういった部分も、町とのいろいろな関係もあるかもしれませんが、やはり子供たちのためなので、そのような部分への活用ということも検討すべきだと思います。

金額をお願いします。

○西川高校改革課長 今年度分につきましては、運転手につきましては会計年度任用職員、それからバスはレンタルだったので、3,800万円ほどかかっておりますけれども、来年度につきましては全て委託事業に切り替えて、3,200万円程度で、学校がそもそも想定する、希望する運行計画で運行できそうです。

また、部活動につきましても、一部盛岡市内の閉校となっている小学校の施設を使ったりして、そのようなところは取り組んでおりますので、いろいろと学校現場ともお話しして、そのようなところは調整していきたいと思えます。

○斉藤信委員 最初に、私は事務局をお願いしていたのだけれども、言わば契約解除、あとは損害賠償請求の文書、これ何で出ないのですか、出るという話を聞いていましたが。

○佐藤ケイ子委員長 配付していますよね。

○斉藤信委員 配付資料ありますか。私のところだけないということか。

○佐藤ケイ子委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開します。

○斉藤信委員 それでは、これから質問に入ります。

南昌みらい高校新体育館整備問題、一つの決着がついて、新しいステージに入るといえるように思います。それで、この間ずっと議論してきましたけれども、私、この局面ではっきりさせなくてはならないのは、矢巾町によって覚書が事実上破棄されると、この経過を明確にすべきだということに思いますが、その経過を示してください。

○山崎学校施設課長 矢巾町とは、これまでも御説明してきたところでありますけれども、令和3年から共創プロジェクト検討委員会というものを立ち上げて、協議、検討を進めてきたところでございます。

そのような中で、令和6年5月30日に覚書の締結に至ったのですけれども、その間さまざま協議を進めてまいりました。そのような中で、例えば費用負担に関する協議につきましては、令和4年8月の協議からスタートしまして、令和5年2月28日に費用負担2対1というような形で合意し、覚書締結までの間、特段そこに疑義が生じることなく、令和6年5月30日に覚書の締結に至ったというところでございます。

覚書の締結以降、令和6年9月定例会におきまして、覚書に基づく体育館の建設に向けた契約議案を提案し、令和6年10月25日に議決いただいて、工事契約が始まった。そのような中で、矢巾町から覚書に基づく費用負担をしないなどの主張があり、工事現場への立ち入り、施工を行わないようにというような連絡があったことから、工事契約の解除に至ったと、改めましてそのような経過でございます。

○斉藤信委員 大事な答弁になっていないのです。私は、破棄された経過——私が言います。実は、この間、岩手日報が上下で検証記事を出しました。大変重要なマスコミの検証と記事だった。2月17日、18日なのですけれども、見出しはこうなっているのです。コートの仕様——公式1面ですね——町の修正要求確認できず。逆に公式1面確保が最重要という回答を出していた。下のほうは、手続変更問題視せず。両者は2024年秋までそごはなかった。ですから、これまで県教育委員会がこの議会で説明してきたこと、矢巾町に回答してきたことというのは、客観的にはこの報道で裏づけられているというように思います。

それで、どこが転換点かということになりますと、これは令和6年10月31日、矢巾町長と教育長の面会協議——ナンバー34 ですけども——ここで初めてゼロベースでの検討申し入れが行われたということなのです。だから、公式にはここなのです。いわば県議会で議決して、工事契約やって、工事着工したという直後です。ここがスタートだと。

ただ同時に、この経過書で不自然なところがあるのです。ナンバー29 の令和6年10月15日、矢巾町長から県教育委員会に連絡、電話です。窓口を未来戦略課から総務課に変更したと、これが10月15日です。

そして、10月18日に矢巾町長と教育長の面会協議が行われます。これは令和6年10月18日です。これはどのような経過かといいますと、県議会でこの契約案件が継続審議になって、そのおわびと説明に行ったということなのです。岩手日報にもそのことは書かれていて、実はこのときに矢巾町長から、いわば検討委員会の当初の目標がほごにされたというような発言があった。ただ、その中で、しかしこの間の報告は全部聞いていますと、最終的にはこのまま進めましょうという確認になったというのが10月18日でありました。だから、火の気はこのときに出ていた。そして、表に出たのが10月31日ということになるのだと思います。

そして、ゼロベースという中身を確認するために、実はこの年の11月に関係課長等会議が開かれるのです。ゼロベースというのはどのような意味なのか。そこで実際に確認したら、全くゼロベースの検討だったということが明らかになったというのがこの間の経過だというように思います。関係課長等会議は11月15日、ナンバー39です。ここに詳しく、町から以下の発言があった。ゼロからのスタート、協議はもう一回やり直し、2対1の根拠は崩れた、協定（覚書）の内容についてはゼロからということをお願いしたい。だから、10月31日のゼロベースというのは、もう全面的に覚書を覆す中身だったということがこの11月15日に明らかになった。

これが破棄された経過だと思いますけれども、それでよろしいですか。

○山崎学校施設課長 齊藤信委員が今お話しいただいたとおりの経過によって、ゼロベース——覚書と異なる主張が始まったというところでございます。

○齊藤信委員 だから、矢巾町長の態度が率直に言えば豹変した。その最初の発端は、担当課を未来戦略課から総務課にかえた。私、ここが発端だと思うのです。だから、10月18日に、かえた意味が一部、教育長と矢巾町長との懇談で出されたというように私は思うのです。

だから、本当に今まで詰めてきた経過、この点については、実は10月17日に未来戦略課の課長から、県が提起した、言わば県議会に説明する文書については、このとおりでいいですと、これ10月17日です。恐らく担当をかえたことが課長には伝わっていなかったのではないのでしょうか。10月17日には、県議会に提出された文書——これまでの協議のまとめをしたもの、私は基本的には協議書の内容になる中身だと思うけれども、これを10月17日に未来戦略課の課長は了解していた。そのような点でも、矢巾町長の態度の豹変というのが本当に私は焦点になってくるというように思います。

その点で、残念ながら、その姿勢は最後まで矢巾町は変わらなかった。だから、矢巾町の行政もチェック機能がなかったし、矢巾町議会も、その矢巾町長の豹変というのをチェックすることができなかったということは、私は率直に指摘をしておきたいというように思います。

それで、先ほども発言がありましたけれども、最大の被害者は南昌みらい高校の生徒です。本来の計画でいったら4月から新しい体育館を供用できたのです。今の話だと、令和

10 年の夏休み以後でしょう。そうすると、2 年半ぐらいの期間、バスで移動して授業や部活動をしなくてはならない。大変なことですよ、これ。

今までの議論の中では、このような経費も損害賠償に入れる話もあったというように私は記憶しているけれども、先ほど高校改革課長が来年度予算では 3,200 万円と、そうすると 2 年半ですから 7,000 万円ぐらいの被害額になる。この扱いはどうするのですか、損害賠償に入れるのですか、入れないのですか。

○山崎学校施設課長 令和 8 年度以降のバス代などのかかり増し経費につきましては、我々とすれば、矢巾町によって支出を余儀なくされた経費だというように考えますので、その請求をどうするかということについては弁護士とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 斉藤信委員に申し上げます。

お昼になっているのですけれども、休憩してもいいですか。

○斉藤信委員 休憩してやらせてください。

○佐藤ケイ子委員長 わかりました。

斉藤信委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○斉藤信委員 今回の覚書の解除による生徒への影響を少し具体的に、授業や部活動など、どのような形で影響が現れているのかを示してください。

○西川高校改革課長 まず、授業の関係ですけれども、1 週間に必要なコマ数は 43 コまなのですけれども、そのうち 13 コま不足しておりまして、これらに対してバスで移動して実施しております。移動にバスが必要な理由として、両校舎間の距離が 3.7 キロメートル、徒歩だと 50 分、自転車だと 20 分、バス移動でも 10 分です。この 10 分は、業間休みだけでも足りないということで、授業の前後の時間が多少取られるという影響がございます。

また、部活動についてお話しさせていただきますと、旧不来方高校で活動する際の設備等がない部活動として、ボクシング部、登山部、それからソフトテニス部等がございます。それから、生徒数の増加によって活動場所が不足する部活動として、バスケットボール部、バレーボール部、ハンドボール部がございます。このようなところの人数を積算いたしますと、1 日当たりの移動生徒数は大体 108 人程度という状況となっております。

南昌みらい高校では、いろいろ体育館をうまく活用するために、例えば人数のふえている部活動につきましては旧不来方高校と旧盛岡南高校の体育館をローテーションで使用するなどの取り組みをしているところでございます。

○斉藤信委員 そうすると、授業では 13 コま、これは週単位ですね。週単位で 13 コまは

移動して授業しなくてはならない。これは、基本的には体育の授業ですね。

部活動は、そもそもボクシング部、登山部、ソフトテニス部は最初からもう盛岡南高校でやらざるを得ない。そして、さらに生徒がふえたことによって、バスケットボール部、バレーボール部、ハンドボール部、これも移動して部活動をやっているということですね。それで1日108人ということですか。

○西川高校改革課長 まず、前段の施設のない部活動につきましては、大体58人程度と見込んでおります。

また、先ほど申しました生徒数の増加により部活動場所が不足する部活動につきましては、バスケットボール部、バレーボール部、ハンドボール部ですけれども、部員数202人に対して、自転車で通学している方もいらっしゃるということで、その方を差し引いた部分も積算した上で、予算上の積算では108人という内容となっております。

○斉藤信委員 そうすると、108人というのは部活動の分だけ、全部……。

○西川高校改革課長 部活動の分だけです。

○斉藤信委員 部活の分だけね。そうすると、授業の13こま分というのは、人数はどうなりますか。

○西川高校改革課長 1学級40人とした場合、500人は超えるという状況になるかと思えます。

○斉藤信委員 そうすると、授業では週単位で500人、部活で58人プラス108人ということですね。やはり大変な規模で移動せざるを得ないし、これが来年度はもとより令和10年の半ばぐらいまで続く。本当に深刻な影響を与える問題だというように思います。

岩手日報の報道でも、町民困惑という形で記事も出ておりました。これは、生徒が一番の犠牲者、被害者ですけれども、矢巾町もハンドボール、スポーツが盛んで、今ある施設自身がもう目いっぱい、これに期待していた矢巾町民も少なくなかった。そのような点で矢巾町民も犠牲者、困惑しているという。だから、そのような点で、私はリアルにこの問題を明らかにして、矢巾町の責任を追及していかななくてはならないというように思います。

それで、知事名の損害賠償請求1億5,735万円余、これは2月18日付で通告されております。矢巾町は、損害賠償には応じないというようにずっと言っているのだけれども、今後の流れ、そのような中で今後どのような手だて、段取りで対応していくのか示してください。

○山崎学校施設課長 2月18日付で矢巾町に通知いたしました損害賠償請求でございますけれども、この通知の中では、矢巾町が賠償金を納入可能な日について3月23日までに回答を求めるものとなっております。仮に3月23日までに応じる旨の回答があれば、それに応じて納入いただくこととなりますが、そうならない場合については、追って法的な措置を取るということを念頭に弁護士と相談しております。

○斉藤信委員 法的措置の中身を示してください。

○山崎学校施設課長 まずは裁判所に調停の申し立てをする、それから調停が成立しなかった場合は訴訟というような形に進んでいくというように考えております。

○斉藤信委員 私は、矢巾町が真摯に受けとめて、矢巾町議会でもこの間の町の対応をしっかり事実に基づいて検証して、そして対応していただくことを期待したい。同時に、これまでの経過を見ると、楽観できないのはもう明らかですから、私はその都度毅然として、必要な法的手続も含めて、しっかり対応していただきたいというように思います。

その次に、今回提案されている新しい体育館の整備について、今回の補正は設計予算であります。この中身を見まして、当初共創で予定していた体育館と県独自の体育館の中身を見ますと、規模縮小はあるけれども、体育館の機能そのものは基本的に維持されるレベルの高い体育館だというように受けとめております。

それで、工事費は14億円から15億円とあるのですが、前は25億円でしたから、かなり工事費は縮小になりますけれども、補正予算額——設計委託料が9,452万円余なのです。前は9,800万円だったと思います。この中身であつたら、当初の計画の設計というのは、かなり生かされるのではないかと。仕様も大体同じだし。そのような意味で言うと、これは当初でお願いした設計事務所に随意契約ということはできないのかと、私はそうしたほうが効率的で早く、そして一定負担も軽減できる対応になるというように思います。異常な事態の下での再設計ですから、そのようなことは可能なのでしょうか。

○山崎学校施設課長 当初計画での設計を活用するということなのではございますけれども、実際のところはなかなか難しいかというように考えておりまして、まずは構造ですが、今回鉄骨造を想定しております。また、敷地も、当初想定していた敷地は下に少し沈んだようなところへの設計というようなこともありますので、実際体育館の機能は、御指摘のとおり、できるだけ維持するのですけれども、建物の構造その他の状況からして、また一からの設計というようなことで積算しております。なので、なかなか、公平性の観点からも随意契約というのは取りづらい案件だというように考えております。

○斉藤信委員 私は、制度的にそれは可能かどうかと聞いているのです。体育館の仕様から見ると、かなり共通性がある。規模縮小的な体育館です。多目的スペースとか研修室がなくなつたと、鉄筋コンクリートから鉄骨というのはありますけれども。だから、かなり前回の詳細設計も含めて、それを土台にやるということは、これは素人の発想ですけれども、効果的ではないのか。制度として、このような非常事態における随意契約というのがあり得るのか、ないのか。

○山崎学校施設課長 制度的なところは、今手元に資料はないのですけれども、今回のケースで言えば、確かに異常事態というか、経緯、経過については通常と異なるものではございますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、前の設計をそのまま準用していくということはなかなか難しい中で、契約の公平性などを考慮しますと、随意契約というのは取りづらい案件ではないかというように考えております。

○斉藤信委員 そのような答弁でした。準用というか、一度やはり積算、設計しています

から、準用というよりは、そのノウハウを今度の設計でも使えと、それはかなりスピーディーな取り組みになるのではないかと。法的にそれは難しいというのであれば、これはもうやむを得ないのですけれども、ただ非常時で、何カ月でも早くできるのであれば早くするし、それで経費が幾らでも削減できるのであれば、それは悪いことではないのではないかと。よく研究してください。

最後に、教育長に聞きます。いずれこのようなところまで立ち至った。大きな犠牲を払みながら新しいステージに入るのですけれども、この間の経過、対応をどう受けとめて、今後の新しい体育館の整備に取り組むのかお聞きしたい。

○佐藤教育長 令和3年に文部科学省が提唱する共創という理念のもと、それぞれが課題を抱えていると、新しい高等学校として三つ目の体育館が欲しいと、そして矢巾町民が使う体育館が足りないということの中で、たまたま高等学校の脇に遊休の大きな土地があったということの中で共創という考え方が生まれてきた。それぞれの資源を出しながら、そこに共創の理念のもと、体育館を建てることで、単独ではつくれないレベルのものをつくっていくという中でスタートしてきた事業で、理念自体は問題はなかった。

ただ、やはり我々としても初めての取り組みの中で、最後このような事態を迎えてしまうということは極めて残念なことで、業者にも御迷惑をおかけいたしましたし、何よりも我々とすれば、一番大事な生徒たちに犠牲を強いてしまうことになったということで、本当に心から申しわけないというように思います。

ただ、今このような事態になった以上は、我々としてはとにかく急いでしっかりした体育館をつくって、南昌みらい高等学校の生徒たちの学習活動が円滑にできるように進めるということが第一。それから、このようになってしまった事態をやはり整理しなければならぬというような考えはありますので、我々とすれば、これまで委員の皆様へ御説明してまいりました経過をたどっておりますので、最終的には、もし折り合えないのであれば、法的に整理を進めていく案件ではないのかというように思っております。その部分については肅々と対応してまいりたいというように考えております。

○佐藤ケイ子委員長 そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって議案第76号の質疑を終結いたします。

次に、議案第96号高等学校等教育改革推進基金条例に対し、質疑はありませんか。

○菅原亮太委員 確認になってしまうのですけれども、まず国が示している高等学校等教育改革推進基金について、先ほどの説明の中では3校程度というお話がありましたけれども、実際は本県としては何校選ぶ予定なのかを伺います。

○西川高校改革課長 校数の選定につきましても今後検討していくので、まだ具体的にはわからない状況になっております。

○菅原亮太委員 3校程度なので、4校の枠もありという解釈でよろしいですか。わかりました。

あとは、最終的には県教育委員会で高校を選定して、国に出す。審査会で審査の上、採択ということですが、これは、つまり審査の上、不採択の可能性もあるということによろしいでしょうか。

○西川高校改革課長 文部科学省からは、不採択になる可能性もあるということで説明を受けております。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。

あと、重要なところとして三つの類型——パイロットケースとして、ア、専門高校の機能強化・高度化、イ、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、ウ、地理的アクセス・多様な学びの確保と、それぞれいろいろ書いていますけれども、県教育委員会として、例えばアに関してはどのような基準で選定していくかとか、イについてはどのような基準で選定していくかとか、ウについてどのような基準でとか、そのような選定基準というのは今の時点で何かあるか伺います。

○西川高校改革課長 個別具体の考え方は持ち合わせておりませんが、本県は、たまたまと言ったらおかしいのですけれども、昨年4月に県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～、そして今第3期県立高等学校再編計画を策定している最中です。なので、これらに沿ったものを選んでいくことが最も手っ取り早いのではないかと考えております。

○斉藤信委員 先ほどの説明の中で、資料の2ページなのですけれども、最後のところ——4のところで、県による基金造成というのは今回の6,000万円ですね。その次に、事業に係る公募申請とあります。この事業に係る公募申請が上限62億円ということですか。そして、来年度中に高校改革の実行計画をつくるという話ですね。普通だと、実行計画を立てて、その具体化として公募に申請するというのが筋ではないかと思うのだけれども、事業に係る公募申請は3月から5月でしょう。これ順番が違うのではないか。だから、この高等学校教育改革実行計画と5月までに公募する中身の関連と違いはどのようなのか。

○西川高校改革課長 委員御指摘のとおり、時間軸がずれているのはそのとおりかと思います。文部科学省の説明では、先行する事業についても、来年1年かけてつくる高等学校教育改革実行計画の中に改革先導拠点校として位置づけるようにということで、同じような考え方のもとに選定しなさいというようなお話を受けております。ただ国では3党合意の関係で令和7年度の国の補正予算を活用したいという前提があったので、このように順番が逆さまになってしまったのかというように考えております。

○斉藤信委員 だから、国の発想が本当に中長期的なしっかりしたものではない。とりわけ教育ですから、早ければ早いほどいいということにならないので、今はもう生徒減少の中で、本当に高校のあり方が問われている。中長期的発想がなければできないことです。5月までに事業の公募申請という無理難題。本当にお金の使い方があまりにも乱暴だと私は思うのですけれども、しかし付き合わざるを得ないということですか。

○西川高校改革課長 これまで県立高校の国からの支援は、産業振興棟の一部にあっただ

けで、全くないという状況でした。なので、今回の国の支援については、これまでに例を見ないケースと思っておりますので、やはり短いタイトなスケジュールではあるのですが、しっかりとこの予算は確保してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** これで終わりますけれども、上限 62 億円というのは、この三つのケースの事業ですね。今回の上限が 62 億円。高等学校教育改革実行計画全体に基づく取り組みは、さらにまた、国の 3,000 億円というのは 62 億円の合計ですよね。高等学校教育改革実行計画全体の国の予算はどうなっているのですか。

○**西川高校改革課長** まず、基金事業の令和 7 年度国補正予算につきましては 2,950 億円ということで、3,000 億円というような状況となっております。令和 8 年の高等学校教育改革実行計画に基づく交付金につきましては、国からは 1,000 億円から 1,500 億円程度で考えているというお話を聞いております。

○**斉藤信委員** 総額は。

○**西川高校改革課長** 単年度総額です。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）の一部改訂について発言を求められておりますので、これを許します。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** それでは、岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）の一部改訂について御説明申し上げます。

資料をごらんいただきまして、今回の改訂ですが、まず要旨部分でございますとおり、令和 7 年 6 月に成立いたしました改正給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律におきまして、各教育委員会に対し令和 8 年 3 月末——今年度末までに教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するよう義務づけられたこと等に対応するものでございます。

初めに、1 の改正給特法の概要でございますけれども、今回の法改正では、学校における働き方改革をこれまで以上に推進していくために、先ほど説明いたしました業務量管

理・健康確保措置実施計画の策定及び公表、そして公表した後は実施状況についての公表、そしてそれらについて総合教育会議への報告といったことが都道府県教育委員会及び市町村教育委員会それぞれに義務づけられたものであります。

次に、2 番の本県における対応方針についてでございますけれども、県教育委員会では、現在、2024 年度から 2026 年度までを期間とする岩手県教職員の働き方改革プラン（2024～2026）により取り組みを推進しているところでございます。今回の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定につきましては、資料の中段のところに箱囲みで国指針というところで示しておりますけれども、既存の計画について国の指針に即した内容に改訂した上で活用することも可能というようにされておきまして、本県におきましては、現行の働き方改革プラン——来年度までということになりますけれども——こちらを国の指針を踏まえた内容に改訂した上で、改正給特法に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画として位置づけることとしたところでございます。

なお、2026 年までのプランということには変わりありませんので、2027 年度以降に係る業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、来年度中に改めて策定する予定でございます。

具体的なプランの改訂内容についてでございます。資料の下段の個別の対応方針の表をごらんいただければと思いますが、まず業務量管理・健康確保措置実施計画としての位置づけにつきましては、一番上の行の右側でございますけれども、現在のプランの冒頭の策定の趣旨の部分に、このプランが改正給特法で策定を義務づけられた業務量管理・健康確保措置実施計画であることを明記することとしました。

続きまして、具体的な内容についてでございますけれども、今回の給特法の中で業務量管理・健康確保措置実施計画に盛り込むべき項目として示されているものが 3 点ございます。まず、1 点目につきましては、業務量管理・健康確保措置の実施によって達成しようとする目標でございます。この点につきましては、左のほうにございますとおり、指針のところに書いておりますが、1 点目は教職員の時間外在校等時間に係る目標を設定すること、もう一点は教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標をそれぞれの地方公共団体の実情に応じて設定するという、この 2 点が定められておきまして、本県における対応ですが、右のほうに移りまして、現在のプランにおきましても、本県の場合、時間外在校等時間が月 81 時間以上の教員をゼロにすることなど定量的な目標を定めておりますし、あわせて毎年教職員アンケート等を行い、それを通じて業務への充実感や健康面での安心感など、ウェルビーイングの向上を目指す定性的な目標も設定しておりますので、基本的には国の指針に適合しているものと考えております。

一方で、今回の法改正に当たりまして、国は政府として、令和 11 年度までに 1 カ月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にするという目標を掲げております。これを踏まえて、現在のプランでは定めておりませんでした、本県におきましても 1 カ月の時間外在校等時間に関する目標を新たに追加しようということで、実際に何時間にするかと

いうところにつきましては、本県における県立学校の令和6年度の実績が26.7時間になっているということも踏まえまして、平均25時間程度とするということを新たな目標として追記したところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。定めるべき内容の2点目は、業務量管理・健康確保措置の内容ということで、言い換えれば具体的な取り組み内容についてでございます。これにつきまして今回国の指針におきましては、学校と教師の業務について、3分類程度に、改めて見直した形で示しておりますし、そのようなことも含めて、学校業務の適正化等に関し、計画的に推進することが重要と認められる措置に関して具体的な内容を記載するようにということで定められております。

右のほうに移っていただきまして、本県のプランにおきましても、教員の業務の見直しであるとか、負担軽減のためのスタッフの配置、教職員の健康管理策など、国の指針が求めている取り組みはおおむね盛り込まれていると判断しておりますので、今回の改訂に当たりましては、それらを推進していくということはもちろんですが、今回当初予算案に盛り込ませていただいている、例えば学習状況調査のCBT化であるとか、生成AIの活用によって教員の業務負担を減らしていくとか、あるいは教員採用選考方法をさらに見直していった教員確保に努めていくとか、そのような新たな取り組み等を追記して、働き方改革の一層の推進を図っていくこととしております。

最後、3点目ですが、これはその他必要な事項ということで、国のQ&Aの中では目標の達成状況の把握方法などフォローアップに関することや、総合調整を行う担当部署を明記するようにと記載されております。本県の現行プランの中でも、教員アンケートの実施や関係者で構成されておりますプラン推進会議を開催して、目標の達成状況について把握、共有していくといったフォローアップの仕組みは既にごございますので、これに国の指針を踏まえまして、総合調整を担う担当部署として教職員課のことを明記したり、計画の実施状況を総合教育会議へ報告するなどの取り組みを追記したものでございます。

以上が県としてのプランへの対応でございまして、最後、3番といたしまして、計画策定に係る市町村教育委員会への支援について御説明いたします。冒頭で御説明いたしましたとおり、今回の改正給特法に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画の策定は、都道府県教育委員会だけではなくて市町村教育委員会にも計画策定が義務づけられておりまして、それに対して都道府県教育委員会は、市町村教育委員会を指導、助言するよう努力義務として課せられております。

県教育委員会といたしましては、昨年末から今年にかけまして、説明会の開催であるとか相談窓口の設置などの取り組みを行っておりまして、いずれ全ての市町村教育委員会において年度内に実施計画が確実に策定されるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。以上でございます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木朋和委員 冒頭、教育長からコメントがございました不祥事案について、やは

りあってはならないことで、我々議会としても、このような案件には厳しく向き合っていかなければいけないと思っております。その上で、教育長からは厳しい注意喚起という話もありましたけれども、一方で仕組みを構築して再発防止に取り組むということもあって、そちらの部分も大変重要だろうと思っております。

そのような中で、今回の事案がそのまま当てはまるというわけではないのですけれども、やはり最近の不祥事事案を見ると、飲酒運転について、夜に飲んで、朝まだお酒が残っていて、警察に止められるというようなことがございます。そのような中で、お話を聞いておりますと、教職員の長距離勤務——２時間、３時間かけて毎日通っている、朝４時、５時に家を出なければいけないといった状況もあって、教師は重労働ですので、夜遅くまで勤務した後にお酒を飲んで、また朝４時、５時に家を出なければいけないとなると、それはお酒も残るだろうと思います。あってはならないことなのではございますけれども、そのような状況の改善ということも必要なのではないかと思っております。

今の時点で、県教育委員会で、そのような通勤距離の長い勤務をされている方の状況であるとか理由、またそのようなものに公舎の老朽化というものが関係あるのだとすれば、そのような改善もしていかなければいけないのではないかと思いますけれども、今時点での問題意識があれば、教えていただきたいと思っております。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 佐々木朋和委員の質問にお答えする前に、まず冒頭、今回発生した飲酒事案ですが、教育長から冒頭でお話しさせていただきましたけれども、報道で公表等は行っておりますが、教職員課の職員ということでございまして、所属長として本当に大きな責任を感じております。

その上ででございますけれども、委員から御指摘がありましたように、今回の教職員課の件は置いておいて、県内の教職員の勤務の状況として、やはり我々も通勤時間が相当な距離に上っている職員がいるということは認識しております。個別の事情を見ていくと、例えば年代などがあると思います。本県の場合、このように県土が広い状況がありますので、特に若い頃は、どうしてもその中で一旦は県北地域であるとか沿岸地域であるとか、もともとの居住地が内陸地域であっても、そのようなところにも勤務しなければならないという部分もあつたりします。ただ、その時点で恐らくそれぞれの方にとってみると、その時点の生活、家庭状況などの中で、そこに完全に移転することが難しい方がいらっしゃるということも事実だろうと思っております。

人事異動の作業の中では、当然、学校として必要な教員のバランス、プラス配置しようとする教員についての居住地であるとか、もしかするとここに異動させれば転居するのかもしれないし、通えるのかもしれないといったところは、比較的丁寧に見ながら判断しているつもりではありますけれども、実際に人事異動の内示などが出た後に人事サイドと同じような形で判断するかどうかということは、やはりそれぞれの状況がありますので、個別にこのような状況にあるので必ずこうしますというところは人事作業との兼ね合いで難しいところはあります。いずれこれまで以上に県教育委員会あるいは市町村教育委員会を

通じて、個々の教職員の生活状況、今後の家族の状況、通勤に関する考え方というところは丁寧に聞き取って、できるだけ通勤の負担が重いものにならないように努めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。今回の冒頭の発言で、今回の事案を含めて多発しているということで、今後再発防止の仕組みも構築していくという話でしたので、このような話もさせていただきました。

いずれ今私が指摘したことは一つの例でありますけれども、やはり厳しい注意喚起プラスそのような事案が起きないような体制づくりということも重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり公舎が古くて、なかなかそこに住めないということもあるでしょうし、一方でやはりどうしても家庭事情で毎日戻らなければいけないということもあるようでございますので、そのような部分を個別具体的にもなのですけれども、全体の仕組みの中でぜひ勘案していけるような形で対応していただければいいかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、もう一つ、岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）の一部改訂のことです。今後このような仕事量の減少というところも取り組んでいかなければいけないというところにあつて、一つ、先ほど文化スポーツ部の審査で議論もありましたけれども、中学校においては部活動が地域に移行していくという大きな方向性と、また期限も切られて取り組んでいくということでしたけれども、一方で高校については、なかなかそのような話が県内でも全国でも聞こえてこないところでありました。

そのような中であつて、高校でも教員の部活動の負担も大きいのだらうと思ひますけれども、そのような部分について今議論されていること等あれば、教えていただければと思ひます。

○中村保健体育課総括課長 高校における学校部活動の地域移行につきましては、まずは国では中学校において地域移行、地域展開していくという流れでございます。高等学校については部活動改革——それこそ部活動指導員の配置であるとか、そのような形で部活動のあり方を考えていくという流れでございます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。了解いたしました。本県でも地域校がふえて、なかなか学校ごとの部活動が難しくなっている現状もあると思ひますので、議論を見守りながら私も注視したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育長演述から数点お話をさせていただきたいと思ひますけれども、学びの多様化学校について伺いたいと思ひます。

演述において、学びの多様化学校について入れていただいたということは、偉そうですけれども、評価させていただきたいと思ひます。その中で、教育長のコメントで、学びの多様化学校の県立高校への設置の検討を進めると言及していただきました。具体的にはどのように進めていくのか、検討項目や検討の体制、期間などを具体的にお示しした

と思いますし、もう一つ、県立高校への設置に当たって、既存校の校舎の一部を利用する分校、分教室型を想定しているのか、あるいは独立した校舎を持つ形態を想定しているのか、特に広域な本県において通学の機会をどう保障していくのかということが重要だと思いますけれども、複数校設置していくというような方向性なのか、あるいは通学困難な遠隔地の生徒に対してオンライン活用の検討もするのか、現在ので結構ですので、検討の方向性をお示しいただければと思います。

○伊藤学校教育企画監 学びの多様化学校の設置検討に関しての質問でございますけれども、令和8年度に、仮称でございますけれども、学びの多様化学校設置検討会議を設置いたしまして、学びの多様化学校の設置形態、教育課程、教員配置などに加えまして、設置に向けたスケジュールも含めて検討を進めていきたいと考えております。

検討に当たりましては、県教育委員会事務局職員のみならず、外部からの参画も得て進めていきたいと考えておりまして、検討期間としては、現時点での見込みでございますけれども、来年度中に検討結果を取りまとめることを考えております。

また、設置形態についての御質問をいただいたところでございます。具体的な設置形態につきましては、今後検討会議において、教育課程、教員配置などとあわせて検討していきたいと考えておりますけれども、高等学校におきましては、委員から御紹介いただきました分校型や分教室型などの形態のみならず、一部のコースを学びの多様化学校のコースとして指定することができるというコース指定型という形でも設置可能というように文部科学省より示されているところでございまして、現時点ではこちらが有力な選択肢になるかと考えております。

また、具体的な設置箇所やオンラインの活用についても御質問いただいたところでございますけれども、広大な県土を有するという本県の状況を考慮する必要はもちろんあると考えておりまして、公立高等学校として学びの多様化学校の指定を受けた先例もございますので、そのようなところも参考にしつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。今本県においては、学びの多様化学校はない状況だと思うのですが、そのような中で今地域校でありますとか、あるいは定時制の高校と小規模校で、そのような役割を実質的に担っていただいているところもあるかと思っております。私立も含めて。

そのような中で、現在、小中学校などで不登校を経験した児童生徒の受け皿はどこが担っていると県教育委員会では認識されているのかお聞きしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 不登校を経験した生徒についてですけれども、小中学校などで不登校を経験した児童生徒の多くは、公立、私立の全日制、通信制の高等学校などへ進学していると承知しております。

県教育委員会では、令和7年度岩手県立高等学校入学選抜から県立杜陵高等学校定時制の本校及び奥州校において新たに導入した、調査書を評価の対象としないチャレンジ枠で入学する生徒への支援など、学ぶ意欲がありながら、さまざまな事情を抱える生徒への

支援の充実を図っております。

また、花巻市の県総合教育センター内にある県教育支援センターふれあいルームについて、その利便性を図るため、令和6年度に県立図書館内にふれあいルーム盛岡を設置し、不登校児童生徒やその保護者に対する教育相談体制の充実を図るとともに、多様な学びの場や居場所の確保に取り組んでいるところであります。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。今御紹介いただいたように、本県においては、まさに地域校などもいわて留学の中で不登校だった生徒を受け入れて、大規模校ではなかなか難しかった子供たちも、小規模校で生き生きと活動されているという事例もありますので、そのような意味ではノウハウであったり、基本的なところはできている部分も多いのではないかと思います。

私は、そのような中にあるのは、広い県土ですから単独でということではなくて、そのような地域校であるとか、定時制の高校であるとか、通信制の高校であるとか、そのようなところに複数校用意して、広域振興圏に1カ所ぐらい置いた中で多様な学びの場を確保していくといったことが重要ではないか。最初は、スタートは1校かもしれませんが、そのような視点を持って取り組んでいただきたいというように思っております。

あと、その中で、学びの多様化学校の最大の特徴は、授業時間数を削減できるなどの柔軟な教育課程であると言われております。学習指導要領にとらわれない柔軟なカリキュラムを編成できるということですが、具体的に今どのような岩手県らしい学びを想定しているのか、また卒業後の進路において生徒が不利にならないようにという配慮も必要だと思います。どのようにバランスを取っていくのか伺いたいと思います。

○伊藤学校教育企画監 学びの多様化学校における学びのあり方について御質問いただきました。具体的な教育課程については、今後検討会議において検討させていただければと考えておりますけれども、ただ高等学校として設置されている学びの多様化学校の先例を見ますと、例えば始業時刻を当該県の一般の公立高等学校より1時間程度遅く設定したり、あるいは義務教育段階の学習内容を学び直す科目を設定したり、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルの育成を内容とする科目を設定したりといったような形で、不登校を経験した生徒に配慮した教育課程を設定しているものが見受けられるというところでございます。このような先例を参考としつつ、卒業後の進路も含めまして、生徒の社会的自立を支援できるような形での教育課程の検討を進めていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この委員会で視察に行ったのですが、中学校、高校の違いはありましたけれども、朝なかなか起きられない子が多くて、定時制だと通えるのだというような話もございました。ぜひそのような柔軟なカリキュラム——単位制ではないですけども、取れるような形もいいのかと思います。学びの多様化学校となると3年で卒業が基本なのでしょうか。4年制とか、その辺の自由度もあるのでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 学びの多様化学校でございますけれども、教育課程の特例が認め

られるというような学校でございますので、全日制の学校であつたら基本的には3年間というところではございますけれども、教育課程として4年といったようなところも設計可能なのではないかと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。

次に、特別な配慮を要する生徒が集まる場所となりますと、やはりスクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーの常駐も必要でしょうし、あるいは民間のフリースクールとの連携も必要だと思います。これは、専門人材の確保と対応する教員の多忙化解消に向けた体制整備をどう進めるか、それに関して県立高校が学びの多様化学校に認定されるとなると、あるいは既存の県立高校に設置されると、国からどのような支援がプラスになるのか教えていただけますでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 体制整備と国からの支援についての御質問をいただきました。

まず、多様な背景を有する生徒たちの学びを支えていく上では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門職と連携した学校の教育相談体制の充実を図ること、これはもう非常に重要であると考えておりますので、今後検討会議において人員や体制を検討していきたいと考えております。

また、国の支援に関しましては、令和8年度の国の予算案に計上されております学びの多様化学校の設置促進事業を見ますと、設置前の準備支援として協議会の設置等に係る経費の補助を2年間、設置前の2年間、設置後の運営支援として運営アドバイザーの招聘や教職員研修等に係る経費の補助を3年間受けることが可能とされております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。

実際に学校としての教員配置等への加配があるとか、そのようなところでは支援はないのでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 加配についてでございますけれども、学びの多様化学校に認定されたことによって自動的についてくる加配のようなものはないものと承知しております。

○佐々木朋和委員 わかりました。ありがとうございます。

この件について最後なのですけれども、学びの多様化学校を県として例えば1校設置したとなると、学校としての機能のほかに、例えば小中学校にも不登校の生徒がいらっしゃいますけれども、そのようなセンター機能的なものも有していくものなのかどうか、この点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 センター機能についての御質問をいただいたところでございますけれども、今公立学校として学びの多様化学校の先例はそれほど数が多いところではございまして、そのようなところの公表資料等を見ていると、表立ってセンター機能というか、近隣の小中学校の不登校対策と連携しているといったようなところはなかなか見受けられないかというようには思いますけれども、いずれそのようなところも含めて検討の対象にはなってくる——検討の対象というか、そのようなところも発展的には見据えていく必要は当然あるかと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。わかりました。検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、D Xハイスクールについて伺ひたいと思ひます。これも教育長演述の中で、県立高校に高性能なI C T機器などを整備し、デジタル、理系人材育成の拠点となるD Xハイスクールとして、文理横断的、探究的な学びの強化を図ってまいりますと述べられておりました。これの意味合いについて、県立高校すべからくという意味なのか、拠点校をつくっていくという意味なのか、また設備整備については国のD Xハイスクール事業を活用していくということなのか、演述の真意を確かめたいと思ひます。

○亀山高校教育課長 D Xハイスクールについてであります、I C T技術の進展が目覚ましく、複雑化が増す現代において、文理の枠を超えた学びやデジタルデータの活用により、探究的な学びを深化させていくことが求められております。

本県におきましては、デジタル人材の育成や教科横断的な学びに、より積極的に取り組む高校が国のD Xハイスクール事業を活用し、高性能I C T機器の整備や、デジタル、理系人材の育成を目的とした各種プログラムの実施に取り組んでおります。これらの学校を拠点校としながら、先進的な教育活動を県内各校に展開していきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。

D Xハイスクールの現在の認定状況はどうなっていますでしょうか。

○亀山高校教育課長 D Xハイスクールの採択状況についてであります、県立高校においては、令和6年度17校、令和7年度は20校が採択されています。

採択校では、それぞれ先進的な取り組みを進めており、例えば県立盛岡農業高等学校では乳牛の搾乳で使用する測定機器や、施設園芸の温度等の管理ができる環境制御システムを活用し、データに基づいたスマート農業について外部講師を招いて学んだり、杜陵高校では高校生が小学校や特別支援学校の児童生徒を対象にプログラミングの出前授業を行うなど、各校の特色を生かした活動が展開されております。このような好事例は、成果発表会で県内の高校教員に共有し、高等学校におけるデジタル機器を活用した探究的な学びへの理解を深めております。

○佐々木朋和委員 今好事例を紹介いただきましたけれども、全部で37校採択になっているのですか。17校と20校と言いましたか、違ひましたか。

○亀山高校教育課長 今年度採択の20校は、令和6年度の17校プラス新規の3校ということになりますので、学校の数としては20校ということになります。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。今20校採択されているのですけれども、有効に、また全生徒に活用されているかというところ、機械を持て余しているところも多いのではないのかと思ひます。そのような実態は、県教育委員会としてはどのように認識、評価されていますか。

○亀山高校教育課長 機器の活用等についてでございますが、例えば先ほども何校か事例を申し上げましたが、ほかにも県立宮古商工高等学校ではN T T東日本株式会社か

ら講師を招聘して、最新技術や高度なスキルなどを実践的に扱う講座を実施したり、それから県立住田高等学校では秋田公立美術大学から大学教員を招いて、映像やアートについて学び、デジタルコンテンツを作成する講座を実施するなど、各校で特定の生徒だけというのではなく、全校で取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みにより、デジタル技術を活用して解決策を構想するといった探究学習の質的向上に大きく役立っているところでございます。

○佐々木朋和委員 そのような実態は、県教育委員会として調査されているのでしょうか。私も学校にお聞きしたこともありますけれども、そのように有効に使えている部分もありますけれども、なかなか、まだそこまではいっていないというような印象の学校もあるかと私は思っています。ぜひもう少し活用について調査いただければと思います。

そのような中で、今後、先ほど言ったような理系に偏らない文系科目とか芸術、地域課題解決とデジタル技術をどう融合させていくかということも重要だと思いますし、専門人材や先生方のそのような、教育と言ったら失礼ですけれども、学びも必要かと思っております。そのような仕組みをどのようにやっていくのかというところをお聞かせいただければと思います。

○亀山高校教育課長 外部人材の活用についてですが、先ほど何校か事例を御紹介いたしましたほか、県教育委員会といたしましては、外部講師による生成ＡＩの生徒向け講座や教員向け活用研修を実施し、生成ＡＩを適切かつ効果的に活用するための基礎知識とスキルの向上を図るとともに、生徒、教員が最新のデジタル技術を継続的に学べる環境づくりを進めているところです。

さらに、県内の大学等で構成されているいわて高等教育コンソーシアムに生徒の探究活動の支援のため大学教員を派遣し、指導、助言いただけるよう協力を依頼しており、今後も生徒の探究活動がより充実するよう取り組みを推進してまいります。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ぜひもう一步踏み込んだ、教える側の確保ということをお願いしたいと思いますけれども、県立黒沢尻工業高等学校ではいわて半導体関連人材育成施設——Ｉ－ＳＰＡＲＫを使って、そちらに行って授業をやったり、来ていただいて授業をやったりということで、好例だと思うのですが、一方で講師料や活用する代金もＤＸハイスクールの予算から払われているということでした。

これから半導体専門学科を設置していこうという学校において、講師をお願いするたびに料金が発生していくということも、学校の経営上なかなか負担ではないかと思っております。県の予算も投入した施設ですので、そのような部分の配慮というところも必要なのではないかと思うのです。県教育委員会としても、商工分野の施設かもしれませんが、やはり連携してこの部分、改善していかなければいけないのではないかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○佐々木産業・復興教育課長 委員からお話いただきました黒沢尻工業高校の例でございますけれども、令和７年度ＤＸハイスクールのプロフェッショナル型半導体重点枠に採

択されておりまして、昨年5月にいわて半導体関連産業集積促進協議会——I－SEPと連携協定を締結しております。最先端の半導体施設でありますいわて半導体関連人材育成施設——I－SPARKを活用した実践的な授業を展開しているところでございますが、今後DXハイスクールの予算が減額された場合でありまして、DXハイスクールにより支援されました産業界と連携した最先端の職業人育成の取り組みに必要な教員研修ですとか、あるいは施設を基盤とした半導体に関する学校設定科目やカリキュラムの検討を行いまして、引き続きI－SEPとの連携を軸に地域の産業構造やニーズ等を踏まえた専門教育の充実を図って、地域や地域産業を担う人材の育成を進めてまいります。

なお、黒沢尻工業高校におけるI－SPARKの経費についてでございますけれども、I－SEPとの連携協定におきまして、I－SPARK等を活用した実践的な実施に関する協力、御支援をいただくということになっておりますので、学校に過度な負担が生じないよう、関係機関と連携しながら適切に対応してまいり所存でございます。

○佐々木朋和委員 現在は、どの程度講師料や施設利用に金額がかかっているかということとは御承知ですか。

○佐々木産業・復興教育課長 令和7年度のI－SPARKの施設収支見込みによりますと、黒沢尻工業高校の委託料ということで98万4,000円と見込んでおりまして、内容といたしましてはミニマルファブ実習の実施ですとか、出前授業、実習の実施の経費となっております。

○佐々木朋和委員 令和8年度についてはどのようになっていますでしょうか。先ほど言ったような流れの中で、講師料等は削減していく方向なののでしょうか。

○佐々木産業・復興教育課長 令和8年度の数字でございますけれども、現在手元ございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○佐々木朋和委員 わかりました。それでは、最後に一言。

正直、来年度の予算についても把握していなくて、今のようになんとかやっていくという答弁は説得力がないと思います。しっかりやっていただきたいと思います。

あと、やはり各高校もせつかくDXハイスクールに採択されて、地元企業とも連携してやりたいという中でも、高校ではなかなかそのような企業と連携を取りづらいという話がありました。県教育委員会としてDXハイスクールを進めるのであれば、そのような地元企業との連携強化といったところも県全体として取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

○小西和子委員 よろしくお願ひいたします。では、私は質問に入る前に一つ紹介したい文章がありますので、聞いていただきたいと思います。

私は決算特別委員会の代表質疑で、教育現場の過重労働と競争主義を見直して、子供と教職員の命と権利を守る教育環境の再構築について知事はどのように考えていますかとお聞きしました。知事の答弁です。教育は、どのような家庭に生まれ育っても、個人として未来に希望を持つことができるようになる、そのような力をつける場である。また、人格

の完成という普遍的な目標に向かっていく方向性を得たり、人生の羅針盤を心と体の中にしっかり持ったりする場であり、非常に重要であると考えます。その教育の場において、教員の働き方が非人道的であってはならず、人間としてのお手本といいますか、そのような生き方を児童生徒に見てもらえるよう、非人道的にならないような働き方が基本的に求められていると考えます。そのような教育の場においてこそ、学習の効果も上がり、それぞれの児童生徒が自分の目標に向かって進んでいくことができるようになると思う。県教育委員会においては、そこはしっかりやってほしいと改めて申し上げます。こう答弁をいただきました。

まず、岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）でありますけれども、この改訂したものがつまり業務量管理・健康確保措置実施計画であるということによろしいですね。では、そこから入りたいと思います。まず県教育委員会は、県立学校のことが主なお仕事だと思うのですが、県の採用試験の倍率がすごく激減というか、悪化しているということは御存じですね。5年間で国語は7.0倍から2.4倍、数学は6.8倍から2.4倍、英語は8.0倍から1.6倍と、激減です。

それから、先ほど時間外労働は平均26.7時間というように高く掲げていらっしゃいますけれども、80時間以上超えないように調整していることは御存じですね。御存じですね。それが2023年度は3.0%であったのが2024年度が13.6%、これは80時間以上超えそうな部分です。いっぱい過小申告をしています。2024年は13.6%といきなり上がりました。2025年度は14.8%になりました。これはどうしてかといいますと、2024年度から導入された産業医面談の義務化が新たな業務負担を生んでいるからです。他県や県庁のように、産業医が職場を巡回する仕組みがなくて、多忙な教職員が自ら出向かなければならない現状が、面会回避のための過小申告を誘発していると考えられるというように岩手県高等学校教職員組合は分析しております。

そのようなことで、非常に26.7時間というのは、いいというように思いますが、何しろ過労死ライン80時間超えが70%、それから以前45時間という上限がありましたけれども、それが94%にも上ります。25時間程度を目標にするということは、本当に夢のまた夢ということですね。

では、質問をさせていただきます。以前に私が業務量管理・健康確保措置実施計画について質問させていただいたときに、研修会の開催や先進事例の周知、個別相談など、市町村教育委員会への丁寧な支援を行うというように答弁いただきましたけれども、どのような内容で、そこでどのような協議がされたのかということをお答えいただきたいと思います。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 市町村への支援でございますけれども、先ほども少しお話ししましたが、昨年12月、国が方針を示した後に県教育委員会としても市町村教育委員会の担当者を集めて、説明会という形で制度改正の概要や県教育委員会としての計画策定の考え方を周知いたしました。また、今年1月には、市町村の教育長及び教育委員

対象の研修会の中でも私もお話をさせていただきまして、年度内の確実な計画策定を促してまいりました。

教職員課の中に計画策定に関する相談窓口も設けまして、市町村教育委員会側からは、いずれしっかり計画をつくっていくために県の計画の方針を参考にしたいので出してほしいとか、あるいはほかの市町村でどのような形で進めようとしているのか情報共有を図ってほしいということで、個別に対応してきております。

現時点において、間もなく3月に入りますけれども、既に策定済みという市町村が4市町で、3月中には必ず策定するという市町村が29市町村と伺っておりますので、引き続きこの年度内策定に向けて支援を継続してまいります。

○小西和子委員 過労死ライン超えの教員がほとんどであるというところで、先ほど示された計画で本当に大丈夫なのだろうかとは思いました。

それで、教育長たちにもこのような話をしたということなのですが、教育長の中には、かえって教職員の仕事をふやそうという人もいますのです。フッ化物洗口を、合意がなければできないのに、フッ化物洗口をやりますと言った教育長がいて、私は本当にびっくりしました。県教育委員会の皆さんが熱心に何とかこれを達成しようということでお話をしているのだと思うのですが、市町村教育委員会には伝わっていないような気がいたします。本当に本気になってやらなければならないのではないかと思います。

今後具体的にどのような業務削減や健康確保措置を行おうとしているのか。特に小中学校です。高校は、もう一步頑張ればいいのかというように思うのですけれども、お伺いします。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 今回このプランを実施計画として位置づけるということで、当然これまでの中心的内容になるというか、地域とか保護者の理解醸成とか、専門スタッフの配置とか、先ほどあった部活動の運営ということもしっかりやってまいります。

予算が絡むところもありますけれども、スクールサポートスタッフに関しては、今回提案している当初予算案ではふやすことができそうな形になっておりますので、我々としては状況を見ながら小中学校に重点的に配置してまいりたいと考えておりますし、あるいは校務支援システム等についても、令和8年度には全市町村で整うということで、そのようなものも使いながら業務負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

あと、教職員の健康確保のところにつきましても、負担のお話もありましたけれども、80時間、100時間になるということは、それはすなわち非常にリスクが高いということでもありますので、そのような時間とか、あるいはストレスチェックの結果に基づいて面接指導もしっかりやっていくというような形——そのような具体のところでは何とか実効性ある取り組みになるよう努めてまいります。

○小西和子委員 次に、働き方改革を進める専門部署について、今菊地教職員課総括課長がいろいろお答えしておりますが、私どもは、働き方改革を教職員課の給与制度担当が担

うのは業務が多過ぎるのではないかと考えております。また、学校教育室や保健体育課など他部署との連携も重要と考えております。

教育長直属の働き方改革専門の部署を立ち上げるなどして、そのような対策が必要というように考えます。県立だけでなく、ぜひ義務教育もまともな働き方にしてほしいのです。そのようなことで、教育長、お答えをお願いします。

○佐藤教育長 先端組織を立ち上げたらどうかというお尋ねでございます。

まず、教職員の働き方改革の所管ということで、まさに今教職員課が担当しておりますが、教職員課は勤務環境、勤務条件に係る事項を一体的に対応する必要があるということで、また教職員課は職員の採用、処遇、健康管理、働き方も含めて総合的に見ているということで、教職員課が担うということのメリットはあるのだと思っています。

ただ、今委員からお話がありましたとおり、組織はやはり仕事をうまく回すためにあるので、その時々的重要な課題にしっかり向き合っていける体制はどのようなものかということとは不断に見直していく必要があろうかと思っておりますので、常にそのような視点で見なければならぬものというように私は考えております。

○小西和子委員 よろしく申し上げます。一生懸命教職員課では何とか業務を減らそうと思っているのに、学校教育室ではあれもこれもとふやす。それから、保健体育課は、部活動は文化スポーツ部の所管だと言うかもしれませんが、連携してやっていると思いますので、一体となつてのそのような専門部署を立ち上げることも検討してはいかがかと思ひます。

それでは、次に、人員配置について伺ひます。何でそのように 80 時間も 100 時間近くも働くのだと思っているかもしれませんけれども、欠員が多いのです。人が足りないのです。スクールサポートスタッフも 47 人、令和 8 年度は 116 人ではありますけれども、他県の 4 分の 1 しかいないのです。現時点での欠員状況をお示しくたさい。中学校であれば、教科担当者がいないという状況も考えられますが、そのことについてもお示しくたさい。

また、2026 年度スタート時点での欠員状況を校種別、基礎定数と加配定数についてお伺ひいたします。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 令和 8 年 2 月 1 日時点における欠員状況についてでありますけれども、小学校は 16 名、中学校 6 名、そして高等学校 2 名、特別支援学校 3 名となっております。また、中学校の欠員 6 名に係る担当教科の授業については、校内の免許を有する教員で分担して実施している状況にあります。

そして、もう一つ、2026 年度当初における欠員の状況についてでありますけれども、現在定期人事異動の作業中であり、各学校への加配定数を配置し、その配置教員の確保に努めている最中でありまして、また講師の数も確定していないところでありますので、現時点ではお答えできかねる状況にあります。年度当初において欠員が生じないよう、引き続き人員確保に向けて取り組みを継続してまいります。

○小西和子委員 現在 27 人ということですね。欠員のあるところは、本当にその分みんな

で手分けしてですけれども、1. 何人分働いているのです。昨年ですと、4月9日現在で35人、それから5月1日現在で33人の欠員がありました。何としてでもゼロにするように皆さん頑張っていたきたいというか、人繰りをしていただきたいと思います。

それから、産前休暇の代替者について、年度当初から配置を行う前倒し配置が実現しております。本当に助かるという声が現場から聞こえております。2026年度の年度初めには、何人の前倒し配置を行う予定なのか伺います。その後の前倒し配置についての取り組みについても伺いいたします。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 令和8年度——2026年度の年度当初における産休代替の前倒し配置についてであります。現在のところ、小学校、中学校、義務教育学校における教員については対象者23名に対し17名、養護教諭については対象者5名に対し4名を配置予定であります。栄養教諭については対象者なしとなっております。また、高等学校については教諭の対象者4名に対し1名、特別支援学校については教諭の対象者5名に対し4名を配置予定です。

なお、現時点で前倒し配置が決まっていない対象者についても、代替者の確保に向けて市町村教育委員会と連携するなど、取り組みを進めているところであります。

今後の取り組みについてであります。2学期当初及び3学期当初における前倒し配置についても、令和8年度も今年度と同様に継続して取り組んでまいります。

○小西和子委員 何としてでも代替者を見つけていただきたいと思います。おめでたいことなのに、代替者が入らないと何か申しわけない気持ちになるのです。もう休みに入っているにもかかわらず、出てきて仕事をしているというようなことを聞いておりますので、よろしくお願いします。

次は、直近の病気休職者の人数を校種別にお示しください。病気休職者ゼロを目指す取り組みを強化すべきでありますので、お聞きするものです。

全教員に対する精神疾患による休職者を文部科学省が調べたものを見ますと、岩手県は0.76%でワースト12なのです。この中に入っているのは、東北地方の中では岩手県だけです。そのようなことで、やはり人数が少ないところが精神疾患を生んでいるのではないかと私は考えております。答弁をお願いいたします。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 令和7年12月末時点の状況でありますけれども、病気休職者につきましては、小学校で40人、中学校で16人、高等学校で21人、特別支援学校で4人、事務局3人の合計84人となっております。このうち、委員からお話ありましたとおり、精神疾患を理由とする方が非常に多いのですけれども、この84人のうち精神疾患を理由とする方は合計で62人となっております。割合で申しますと73.8%となっております。

県教育委員会としての対応ですけれども、病気一般に関しては、いずれ病気の早期発見や早期治療に向けて、健康診断のほか各種検診体制を整備して、要精密検査となった教職員に対しては受診勧奨を行っております。そのような形で教職員の保健指導の実施率向上

にも努めておりますので、各教職員の健康管理意識の高揚に取り組んでまいります。

特に精神疾患の部分につきましては、教職員の長時間勤務の縮減に取り組めますとともに、三つの段階に分けてメンタルヘルス対策を強化しております。具体的には、教職員、そして管理監督者それぞれを対象としたメンタルヘルスセミナーであるとか、保健師による巡回健康相談、そして健康診断時のストレスチェックの実施、さらには長時間労働者に対しては面談、保健指導などを行っておりまして、このような取り組みは今後も継続してまいります。

いずれこのような取り組みを丁寧に行うことで、病気休職者の減少、そして教職員が健康な状態で教育活動に従事できる環境づくりに取り組んでまいります。

○小西和子委員 もう一年になろうとしているのですが、ある中学校の教員が、春休みに部活動指導の後、体調不良になって、路肩に車を止め、そのまま亡くなったということがあります。娘さんが県北地域の小学校の教員に4月に採用されるのですが、そのような悲しい話は二度と聞きたくありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、次年度のスクールサポートスタッフの配置についてお伺いいたします。116人ということでよろしいですね。校種別人数と配置基準、期間、時間、賃金、人数等についてお示しください。教員の負担軽減を図り、事務作業をサポートするに足る配置を現場は切望しているのですが、それに足るものであるかどうかということです。見解を含めてお伺いいたします。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 令和8年度のスクールサポートスタッフの配置についてであります。小中学校で113名、特別支援学校で3名、合わせて116名分の配置に要する経費を当初予算案に盛り込んでおり、今年度の47名からは69名の増となる見込みであります。

配置先につきましては、小中学校につきましては、やはり比較的規模が大きい学校ほど時間外在校等時間が多い傾向が見られることから、12学級以上の学校を基本としつつも、例えばですが、新採用教員の配置校など、教職員の負担軽減の視点から必要性の高い学校について、市町村教育委員会の意見も踏まえて配置する予定であります。また、特別支援学校につきましては、業務改善や時間外在校等時間の縮減に積極的に取り組もうとする学校への配置を予定しております。

スタッフの雇用期間につきましては、令和8年4月1日から年度末——令和9年3月31日までの1年間、勤務時間は年間800時間となっており、賃金につきましては雇用される方の経験等に応じた形になりますが、1時間当たり1,211円から1,435円までの間で決定することとしております。

スクールサポートスタッフにつきましては、学校における働き方改革の推進に大きな効果が見込まれますが、やはり今後も財政負担の増加というところが課題になりますので、国に対しては引き続き補助対象経費の拡大や補助率の引き上げ、地方財政措置の拡充など、必要な財政支援を行うよう要望を続けてまいります。

○小西和子委員 ありがとうございます。今年で言うと、秋田県よりは少し多いですね。秋田県と比較すると少しだけ多い。ほかの東北地方の四つの県よりは、116 人でもかなり少ないということで、ただ 100 人台に乗せたということは財政課とやり取りをしたのかと思いますので、そこは少し評価いたします。

それでは最後に、学校図書館の課題についてですが、これは県立学校からの課題ということで寄せられたものです。まず、専任司書教諭の配置及び週 5 時間までの授業軽減、あるいは学校司書の常駐についての見解をお伺いします。

それから、物的整備といたしましては、全図書館への冷房とWi-Fiの設置、県単独予算による図書整備費の抜本的増額についての見解をお伺いします。

○岩渕県立学校人事課長兼サービス管理監 学校図書館の人的体制についてでございますが、本県の県立学校における司書教諭につきましては、学校図書館法に基づきまして 12 学級以上の学校に配置するとともに、11 学級以下の学校に対しても広く配置を進めるために、令和元年度から昨年度までで合計 59 名の有資格者を要請してまいりました。

また、専任司書教諭の配置や司書教諭の業務分担のあり方につきましては、限られた教職員定数の中で、学校長から各校の実情や司書教諭の勤務状況等を丁寧に聞き取りしながら、慎重に検討すべき課題と認識しております。

次に、学校司書につきましては、障がい者雇用促進対策事業による校務補助員を活用した配置を行うとともに、校務分掌上、学校図書館事務を学校事務職員の役割として明確に位置づけ、司書教諭等と協力、連携した体制づくりを進めてきたところでございます。

引き続き、学校図書館事務を担当する事務職員や校務補助員に研修会への参加を促し、資質向上を図るなど、学校図書館の運営体制の充実に取り組んでまいりたいと思います。

○山崎学校施設課長 物的整備でございますけれども、県立学校の学校図書館においてエアコンが設置されているのは、現在 60 校中 14 校となっております。今後限られた予算の中ではありますが、生徒の健康管理や学習環境の観点からも、県教育委員会所管施設全体の整備計画の中で優先度を検討しながら、図書館へのエアコン設置についても検討してまいります。

それから、Wi-Fi のアクセスポイントでございますけれども、普通教室には固定型の機器を整備しておりますが、図書館等の特別教室には、学校の実情に応じて利用できるように、持ち運び可能な機器を全ての学校に整備しているところです。今後の整備については、各学校の実情に応じて検討してまいります。

それから、図書整備費についてでございますけれども、今年度総額で約 2,300 万円を措置して、生徒数や蔵書冊数を踏まえて各学校に配分しているところです。県単独予算での大幅な増額というのは難しいところではありますが、学校教育における読書活動を一層充実できるよう、引き続き国に対して図書費に対する地方財政措置を講ずるよう要望するなど、必要な予算確保に努めてまいります。

○小西和子委員 では、これで終わりにします。ここに新聞記事がありまして、これは 8

年前の新聞で、進まぬ司書配置、それから 2016 年度 21.5%、全国は 66.9%ということで、その当時も最下位だったのです。全国最下位。今はどうか分かりませんが、下のほうだと思いますので、何とかそこから脱出できるように御配慮というか、取り組みを強化していただければと思います。終わります。

○菅原亮太委員 私からは二つですけれども、まず一つ目、平成 20 年に発生しました盛岡一高バレーボール部顧問からの不適切指導により生徒が不登校となった事案に関する調査検証委員会の設置について伺ってまいります。

本請願は、令和 6 年 10 月 3 日に文教委員会に付託後、令和 7 年 7 月 4 日に採択された請願であります。採択されて以降の県教育委員会の検討、取り組み状況について伺います。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 請願採択後の検討、取り組み状況についてでございますが、昨年の県議会 9 月定例会におきまして調査検証委員会設置に係る経費を含む補正予算案が議決されたことを受けまして、県教育委員会では昨年 10 月下旬に請願者及び請願者代理人と打ち合わせのためにお会いしたところでございます。その際、具体的な要望事項については、代理人が取りまとめの上、県教育委員会宛て書面で送付することとされたところです。その後、個別の要望について、昨年 12 月と本年 1 月に請願者御本人から書面の提出がございまして、代理人からは別途要望事項をまとめた書面を提出する意向を確認しておりましたが、当該書面が提出されない中で、2 月上旬、代理人を解かれた旨の通知が届いたところでございます。

このような経緯がございまして、今後請願者御本人と調整していくこととしているところでございます。

○菅原亮太委員 おかしいですね。請願が採択されて、令和 7 年 9 月補正で調査検証委員会の設置経費補助として 300 万円計上されて、調査検証委員会の設置に要する経費が措置されたのですけれども、その調査検証委員会の立ち上げがまだ行われていないということになるのですか。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 現在、調査検証委員会の設置には至っておりません。

○菅原亮太委員 いやいや、予算計上していますよね、令和 7 年 9 月に。何で設置しないのか甚だ疑問であります。なぜなのか改めて伺います。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 調査検証委員会の設置に当たりましては、請願者の御意向などを確認の上、県教育委員会として対応していきたいと考えているところでございます。そのようなことがございましたので、昨年 10 月下旬に請願者と請願者の代理人と打ち合わせさせていただいたところでございます。

その際に、具体的な要望事項については代理人において取りまとめの上、県教育委員会宛てに書面で送付するというにされておりましたので、その書面をお待ちしております。代理人からは具体的にいつまでに渡したいというようなお話もいただいていたところではあったのですけれども、その期限といえますか、日にちを過ぎましてもなかなか要望が届かない状況がありまして、そのような中で 2 月上旬、代理人を解かれたというよう

な通知が届いたところでございます。

○菅原亮太委員 昨年12月とことし1月に請願者から、委員選任に関してとか、このような検証内容で調査検証委員会を設置してくださいという要望書が来ていますよね。その後、代理人を解かれたから話が終わりましたということですが、それは違うのではないですか。やはりそこは予算計上したのですから、しっかりと請願者と委員会設置に向けて話し合うべきではないのですか。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 ただいま委員からお話ありましたとおり、2月上旬に代理人を解かれたという通知が届いたことを受けて、県教育委員会としてお時間がたってしまっているのはそのとおりでございまして、今後速やかにといいますか、請願者御本人と真摯に調整させていただきたいと考えております。

○菅原亮太委員 はっきり言って遅いです。いつまでに設置して、どの程度の期間をめぐらして調査検証を行うのですか。示してください。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 調査検証委員会につきましては、速やかに請願者との調整を行いまして、調整が整い次第、速やかな設置ということで対応していきたいと考えているところでございます。

また、調査検証の期間につきましては、過去の本県における第三者委員会での検討スケジュールなどを参考としまして、おおむね1年程度を見込んでいるところでございます。

○菅原亮太委員 教育長に伺いますけれども、今のやり取りを聞いて、率直にどう思いますか。調査検証委員会をつくりますと、予算が昨年の9月に計上されて、その後、12月と1月には請願者からこのような委員会にしてくださいと、このような委員の選任をしてくださいと要望書が来ていますよね。それに対して、代理人が解かれたから話がなくなりましたというような答弁でしたけれども、挙げ句の果てには、これから話し合っ、設置しても1年以上かかる。これどう思いますか、教育長。

○佐藤教育長 経過につきましては、今担当からお話がありましたとおり、昨年9月に予算措置いただいて、10月に初めて県教育委員会の担当と請願者御本人及び代理人とお会いしたということで、第三者委員会の設立で最初の時点でやはり難しいのは、どのような構成で、どのようなメンバーに入っていただくかということが、このようなケースでは意見の合致を見ないということで時間を要する、立ち上げまでに結構時間かかるというケースがよくあるということですが、途中、間に入っていた代理人が書面にまとめて、要望いただくというところで、突然仕事を外れるということになったということは事実でございます。我々の第三者委員会の構成メンバーはかくあるべきという思いとお願いいただいた方の思いと、現時点で合致しているかどうか——我々は、文部科学省のこのような第三者委員会の立ち上げの考え方、あるいは日本弁護士連合会の地方自治体における第三者委員会の持っていく方というものが出ていますので、そのようなものに基づくという考えはあるのですが、一方で請願者からは一定の御要望があるということで、これをどうすり合わせていくかということをしていく必要があるかと思いますが、時間がたっていますの

で、早急にそこを詰めながら、最後どこでお互い合意できるのかどうかということで、いずれ公正、中立、客観的な――過去の経緯を調べてもらうので、そこはそのような方々に入っていただく必要があるかと思っております、加速していきたいと思っています。

○菅原亮太委員 委員の選定については後ほど聞きますけれども、まず今早く調査検証委員会を立ち上げてください。我々もしっかりと予算を議決して、賛成したのに、まだ何もやっていませんというのは、これ背任行為だと思います。ぜひ早急をお願いいたします。

委員の選定についてですけれども、先ほども日本弁護士連合会ということもありましたけれども、調査検証委員会の設置に関しては、再発防止岩手モデル、いわゆるTSUBASAモデルの策定委員からも、この盛岡一高バレーボール部事案の調査は不十分であるということで、設置を求める要望が出ているところであります。そのような経過を見れば、TSUBASAモデルの策定委員会の委員を盛岡一高バレーボール部事案の調査検証委員会の委員に選定するべきだと思います。そうでないと、また違う人を委員にしまうと、また一から検証しなければいけないですから、やはりある程度事案をわかっている人が務めないと、そこはまた時間がかかってしまうだけになってしまいますので、そこはぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 委員の選任についてでございますが、県教育委員会では今回の請願におきまして、県立盛岡第一高等学校の事案から県立不来方高等学校の事案に至る経過の調査検証が公正な立場から厳正になされることを求めているということから、公平性、中立性を確保し、客観的な視点から事実確認や事実認定を行うことができる体制構築が必要と考えているところでございます。

県教育委員会としましては、不来方高等学校の事案の際に参考としました文部科学省の児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針のほか、日本弁護士連合会が取りまとめております地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針などを参考に、委員の選定について考えているところでございます。

繰り返しになりますが、県教育委員会としましては、今後請願者と折り合うことができるよう、調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原亮太委員 日本弁護士連合会を入れてもいいのですが、日本弁護士連合会に加えてTSUBASAモデルの策定委員を入れてください。そのような委員選定をすべきだと思います。第三者による検証というのは本当に大事で、冒頭にも性暴力であったり、逮捕事案がありました。やはりそのような教育行政の体質改善、組織改革の取り組みには、そのような幅広い視点から、日本弁護士連合会もいいですけれども、そのような事案をしっかりとかかっていらっしゃるTSUBASAモデルの策定委員を入れるということも非常に重要だと思います。

調査の検証内容も、令和7年12月3日に請願者から要望が来ている内容――具体的には言いませんけれども――12月に来ている要望の1、2、3番ですが、このような検証内容にしてくださいというように請願者からも来ておりますので、県議会において議決された

請願でありますから、やはりそこは請願者の意向を踏まえた選定、また検証内容が望まれると思いますので、そこはお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 委員からお話あったことにつきまして、速やかに今後請願者と折り返うことができるように、真摯に調整を進めていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 何度も言いますが、県議会において議決された請願でありますから、請願者の意向を踏まえた選定、また検証内容をお願いしたいと思います。

この事案に関しては、私も御本人また御家族の方を思うと、本当に心が痛みます。時間は取り戻せませんが、やはり御本人や御家族の名誉は唯一取り戻せると思いますので、しっかりと早急に調査検証委員会を立ち上げてください。お願いします。

次の質問に移ります。県立高等学校再編計画について伺ってまいります。県立金ケ崎高等学校ですけれども、第3期県立高等学校再編計画（最終案）において、金ケ崎高校は令和8年度に2学級から1学級への減、令和10年度には募集停止と位置づけられました。1学級校の募集停止基準は、入学志願者の数が2年連続して20人以下を下回った場合、翌年度から募集停止とありますが、金ケ崎高校の入学志願者数はこれまで一度も20人を下回ったことがありません。

金ケ崎町や金ケ崎町教育委員会、金ケ崎高等学校同窓会や後援会からも、募集停止基準を満たしていないのに募集停止としたことに対して反対の要望が出ていますが、改めて基準を満たしていないのに募集停止とした理由を伺います。

○西川高校改革課長 金ケ崎高校の過去3年間の入学志願者の状況は、定員80人に対して令和5年度が45人、令和6年度が23人、令和7年度が20人となっており、金ケ崎中学校からの進学率も過去5年間の平均は10人、全体の7.4%となっております。

また、金ケ崎中学校の生徒は、進学先として金ケ崎高校以外に、花巻市、北上市、奥州市において県立の普通高校、専門高校、総合学科高校、それらに加えて私立高校を含めて多様な学びを選択している状況も考慮して、令和10年度に募集停止とし、県立水沢高等学校と統合を行うことを再編プログラムに位置づけたところでございます。

○菅原亮太委員 そのような理由があるというような答弁でありましたけれども、1学級校について伺っていきます。金ケ崎高校は、先ほど述べたように令和8年度から1学級校となります。1学級校というのは、今県内20校ございます。そのうち県立大迫高等学校と県立大野高等学校は、令和6年度と令和7年度の入学者数は20人を下回っており、県立住田高等学校は令和4年度、令和5年度に20人を下回っています。しかし、この3校は募集停止にはなっていません。その理由について伺います。

○西川高校改革課長 住田高校につきましては、住田町の支援を受け、県外生の受け入れに取り組んでいること、住田町、気仙地域ともに中学校卒業予定者数がその後増加する見込みであったことから、基準の適用を1年見送ることとしたものです。なお、令和6年度の入学者数は基準を超えたところでございます。

大迫高校につきましては、いわて留学の成果が着実に見られること、大迫地区、花巻地

域ともに中学校卒業予定者数がその後増加する見込みであったこと、大野高校については、大野地区の中学校卒業予定者数がその後大きく減少しない見込みであったこと、当該校は地元の中学校からの進学率が過去5年間の平均が4割を超えるなど、大野地区からの入学者数が多く、さらにいわて留学にも取り組んでいることから、両高校ともに基準の適用を1年見送ることとしたものでございます。

○菅原亮太委員 増加する見込みだから募集停止しなかったと答弁されましたけれども、金ケ崎高等学校も県教育委員会が出されている今後10年の推定される入学志願者数を見ると、令和13年度ぐらいまで20人を下回らないという推計になっていますので、それは少し矛盾していると感じます。ほかの1学級校は募集停止基準を満たしているのに存続されて、でも金ケ崎高校は募集停止基準を満たしていないのに募集停止というのは、これはやはり関係者の納得を得られないのではないかと思います。

私は、少子化や教員志願者数不足の中、また県財政の逼迫化といった状況においては高校の再編はやむなしだというように思っておりますが、それはしっかりと募集停止基準に沿って再編していくべきだと考えます。県教育委員会の独自の判断で、これは募集停止だ、これは存続だというようにされては、高校の魅力化に取り組む校長先生であったり、また後援会といった学校関係者、何よりも生徒、またこれから高校を選ぶ中学生にとっても本当に混乱が生じます。

やはり金ケ崎高校も募集停止基準に沿って判断するべきだと思います。せめて募集停止時期をあと2年先送りして、それまでの入学者の実績を見て、再び募集停止とするかどうか判断してほしいというように思いますが、いかがでしょうか。

○西川高校改革課長 繰り返しになりますけれども、やはり金ケ崎高校の過去3カ年の入学志願者の状況がそのような状況であったこと、また金ケ崎中学校の生徒が金ケ崎高校以外の高校を選べる状況にあること、このようなことを踏まえまして、募集停止基準ではなくて、再編計画の根幹をなす再編プログラムに位置づけたものであり、基準などを適用したものではないと御理解していただきたいと思っております。

○菅原亮太委員 やはり基準があるから、みんな混乱していると思うのです。6系列から成る総合学科の県立岩谷堂高等学校も、農業系と工業系の2系列が令和10年度に選択停止というように再編計画で示されています。総合学科については、そもそも募集停止基準がないということなのです。県教育委員会の判断で選択停止となっているということで、また現場に混乱が生じている。再編プログラムについては、金ケ崎高校は募集停止基準に基づかない県教育委員会の判断になっていて、岩谷堂高校はそもそも募集停止基準がない中で、県教育委員会の判断で系列廃止になっている。言ってしまうと、募集停止基準というのは、あつてないようなものになっているというように思います。

改めて、今後の高校再編を見据えて、総合学科も含めて、募集停止基準自体、この見直しをまず議論して、それによって決定して、その後に決められた募集停止基準に沿って高校再編に取り組むべきだと思いますけれども、県の見解はいかがでしょうか。

○西川高校改革課長 実は、総合学科の募集停止基準は、つくるのが非常に難しい内容となっております。委員御承知のとおり、1年生は基礎的な学習を学んだ上で、2年生に進級するときに系列を選択するという状況なので、今の募集停止基準につきましてはあくまで入学志願者の数で調整しているところなので、総合学科につきましては、今の40人以上の定員不足が生じたときも、学級減しか対応になっていないという状況になっております。

今後におきましては、このようなところも検討を引き続き行っていきたいと思っておりますが、今回県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～、それから第3期県立高等学校再編計画の当初案から修正案、最終案に至る中で、いろいろと地域の皆さんと御意見を重ねてきたところです。そのようなところも踏まえて、そのような形で再編計画については進めてまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 最後にしますが、教育長に伺います。私もこれまでずっとこの再編計画について、特に県立金ケ崎高等学校、県立岩谷堂高等学校を取り上げてまいりました。正直これが最後のチャンスかと思っています。最後の最後のお願いですけれども、改めて今までの経緯を踏まえて、もう一回やはり見直してほしい。2年先送りなどをお願いしたいというように思っております。ぜひ御検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○佐藤教育長 高校再編につきましては、該当する市町村におかれましては本当に切実な状況であるということはよく理解しております。さまざまな御要望、御意見をいただきました。今委員からお話いただいたことも、そのとおりだと思っております。

仕組みの話を申し上げますと、再編計画のまさに本体といいますか、中核をなすのがプログラムになっています。そこは、具体的に学校を当てはめていきます。それは、さまざまな中学校の卒業生の状況とか、これまでの入学の状況とか、総合的に見て、この年度にこの学校は統廃合するというようなものがあります。ですから、必ずしも基準があってプログラムに当てはめているのではなくて、例えば最近行ったものでは県立盛岡南高等学校と県立不来方高等学校という大規模校同士の統合は特にルールがありません。ただ、プログラムに入れる。これは、先々の生徒数、あるいは同じ体育学科、似たようなところを一つにしようという考えがもとになっています。

ですから、再編計画の中核をなすのはプログラム、それを補完するものがまさに基準で、1学級校をどうするかとか、今回改めて小規模の併設校をどうするか、それから改めて出たのが、入学志願者数がふえる場合はどうするかという基準を今回設けたということです。まさに補完するルールを決めているということで、プログラムに位置づけられていない学校でも基準に当てはまってくれば、統廃合になってくるという、言ってみれば2層立てといたしますか、そのようになっておまして、金ケ崎高校につきましては、中山間地の1学級校などとは違って、地理的条件も交通条件もほかに比べれば悪くないという状況の中で、地元の中学生在がほかの学校を選んでいるという状況を踏まえて、総合的に判断してプログラムに位置づけたということでございます。地域の切実な要望というのは、我々としてもしっかり受けとめております。

○佐藤ケイ子委員長 おおむね再開後2時間になりますので、この際休憩をしたいと思います。3時10分まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○斉藤信委員 では、今盛岡一高バレーボール部事件の調査検証委員会の設置について菅原亮太委員が取り上げましたので、最初にこれからお聞きいたします。

調査検証委員会がまだ設置されていないということは、本当に驚きです。私は何度か、請願が採択されてから早急に調査検証委員会を設置するようにと話していますが、異常です。大体補正予算というものは今年度中に実施する予算です。今2月で、もう3月になるところです。これはサボタージュです。サボタージュ。

それで、請願者からは昨年12月と今年1月と2回にわたり要望書を提出していますということなのですが、県教育委員会からの回答は全くありませんと答えているのです。

私の手元に12月3日付の要望書があります。5項目の要望書ですか。要望来ていますね。回答していないのですか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 ただいまお話のあった12月3日付の要望書については届いております。

○斉藤信委員 回答していないのか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 回答は、現時点でしておりません。

○斉藤信委員 回答しなければだめではないですか。話がつかないと言うけれども、要望されているのに答えていないということでしょう。あなたの答弁を聞くと、何か請願者に責任があるような話です。そのような話ではないでしょう。5項目の要望に答えたらいいだけの話ではないですか。何で答えないのですか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 今回請願者におきましては、代理人として弁護士をお立てになっておりまして、一義的にといいますか、その対応の窓口——弁護士を通して対応していたところでございます。弁護士にそのような請願者御本人から要望が届いておりますというお話をさせていただいたところ、代理人は、代理人におきまして請願者とその要望内容について整理させていただいた上で、別途要望をまとめて書面を提出させていただくということでお話があったことから、それを2月上旬までお待ちしていたという状況でございます。

○斉藤信委員 請願者が直接要望しているのだから、請願者より代理人を優先するような話はおかしいのだと思います。

それで、そのような複雑な要望ではないのです。調査検証委員会で検証すべきことをここに書いているのだけれども、書かれていなくても、採択された請願が検証を求めているのですから。検討しなくてはならないのは人選の問題だけです。人選の問題は、言わば再

発防止岩手モデルの策定委員会の外部委員の中から選出していただきたいということなのです、事情をわかっている。外部委員 7 名のうち 5 名が盛岡一高バレーボール部事件は検証すべきだと教育長に申し入れされたのです。県議会にも意見書が出たのです。そして、請願になったという経過なのです。

この調査検証委員会は委員 6 名程度を考えているということです。何名にすべきだと私は言いません。そうだったら、その中に 2 名なり何名なり、この間の経過を知っている人がいれば、検証はスムーズに進むだろうと、私はそう思います。調査検証委員会のメンバー全部などとは要望していないのだから。

問題は、県教育委員会に請願者の要望に応える気があるかどうかなのです。そこを答えてください。調査検証委員会の中に、策定委員会で事情がわかっている方を選ぶということに異議があるのですか、ないのですか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 ただいま委員からお話のありましたとおり、今回の調査検証委員会の委員の中に再発防止岩手モデルの策定委員会の委員を入れてほしいということでの御要望を県教育委員会におきましては受けているところでございます。そちらにつきましては、先ほど御答弁申し上げたところではございますが、文部科学省において策定している指針でありますとか、日本弁護士連合会で取りまとめておりますガイドラインといったものも参考にしながら委員の構成を組み立てていきたいと考えているところでございまして、御要望の中身、そのようなところを今後早急に請願者と調整させていただきたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 今の答弁は、やる気がないということです。だから、調整してほしいと言うのでしょうか。受けるのだったら簡単なのです。いじめの第三者の調査委員会などは、被害者がこのような人をぜひ入れてほしいという例はたくさんあるのです。そのような例があるのです。だから、今回も実際にこの間携わった——この間の策定委員会だって遺族や被害者の推薦も受けたでしょう。

教育長、今の議論わかったと思うけれども、請願者のこの要望に県教育委員会は応えられないという立場ですか、それとも応える立場ですか。教育長、答えてください。

○佐藤教育長 先ほど担当から文部科学省の第三者委員会のひな形といいますか、それに基づいてというお話がありましたが、その中にも特段の場合、相手方のといいますか、相手側の方を入れるということもあります。きょうも御議論いただいている中で、我々としては、実は当初、モデル策定委員会で平成 21 年までさかのぼって調査していますので、県教育委員会もそうですけれども、一緒にそれを調査してきた委員も調査の対象ではないかというようなことを考えて、全く違う方々が全体を見たほうがいいのではないかという考え方もあったのです。

ただ、請願者の御要望は、中身をよくわかっている方に入ってもらったほうがいいということを強くお話しいただいているということですし、議会からも今そのようなお話もいただいておりますので、先ほどから折り合いをとお話ししていますけれども、昨年 6 月に

請願を採択いただいて、速やかに9月に予算措置させていただいたということは、我々としても早く調査すべきと思っていますので、これを早く折り合いをつけて、進めるようにしたいと思います。そのような中で、御推薦のある方が入ってくるということはあるのだろうというように考えます。

○齊藤信委員 あり得るという教育長の答弁でした。あり得るケースはたくさんあるので、すから。第三者委員会で、いじめ問題だとか、いろいろな問題で。

そして、県教育委員会がやはり反省しなくてはならないことは、あの策定委員会は12回やっているのです。外部委員7人のうち5人が盛岡一高バレーボール部事件の検証は不十分だとしたことに教育長は責任を感じないとだめだと思います。公正、公平な人が10人くらい再発防止岩手モデルの検証をやって、盛岡一高バレーボール部事件の検証は不十分だと言った。これ偏った見方でも何でもなし。私は、そこが、今回県議会にも意見書が出たし、請願が出された理由であって、そしてどのような調査検証委員会をつくるべきかということは、請願事項で決まるようなものなのです。採択された請願は何かというと、盛岡一高の事案及び不来方高等学校の事案に至る経過の調査検証が公正な立場から厳正になされるよう、改めて盛岡一高バレーボール部にかかわる調査検証委員会を設置することです。から、面倒な調査検証委員会をつくるのでは全然ないのです。

ただ、かなり盛岡一高バレーボール部事件の発生から時間が経過していますから、もうこれ以上サボタージュしないで、問われているのは県教育委員会が請願者の要望を受けとめて、早期にやるかどうかです。そのことを、あり得るという教育長の答弁ですから、あなた方がしっかりと受けとめれば話はつくのですから、早く話をつけて、やっていただきたい。

次に、二つ目です。私も第3期県立高等学校再編計画（最終案）について取り上げたいと思います。私は、前回も県立大船渡東高等学校の食物文化科について取り上げました。来年度の入試の募集状況の最終調整後の結果が出ました。大船渡東高校には四つの学科があるのだけれども、4学科のうち食物文化科が、一番入学志願者が多いのです。40名の定員に対し37名です。そして、ほかの学科は10人、16人、8人です。言わば食物文化科は、大船渡東高校の看板学科なのです。一番人気が高い。これをなくすということは、生徒の希望に背を向けるような計画だと私は思います。

そして、その理由は、調理師免許を取れるような教員を配置できないという県教育委員会側の理由です。私は、調理師免許が取れる講師の派遣などいろいろ考えて、県教育委員会の責任でそれを打開すべきだと思います。看板学科をなくしたら、大船渡東高校、がたがたいきますよ。

そして、最近でも商工会議所のさまざまな研究事業などに大船渡東高校は本当に一緒になって、地元の資源を使ったさまざまな提案をして、高い評価を得ているのです。だから、地元とも連携して役割を果たしている、そのような魅力ある学科でもあるのです。

私は、このように一番希望があって、看板学科であるところを県教育委員会の都合で県

立宮古水産高等学校に無理矢理統合するということは無理だと、これはもう見直すべきだ
というように思いますが、いかがですか。

○西川高校改革課長 委員御指摘のとおり、食物文化科の志願者数は過去３カ年において、
令和５年度から２３人、１８人、２４人という状況である中、令和８年度入試では３７人となっ
ています。一方、ほかの３学科を合わせた志願者数は３４人という状況であります。

委員から御紹介がありましたとおり、調理師養成施設を集約する理由として教員の確保
が挙げられました。これまで調理師資格を持つ家庭科教員の採用に当たり、平成２２年から
社会人特別選考、それから平成２６年から特定教科特別選考、さらには令和３年度から有資
格者を加点する優遇措置等も行いましたが、近年応募がなく、これまでのような３交代制
は困難な状況となったところであります。

今回、調理師養成施設は県立宮古水産高等学校に集約することとしておりますが、農芸
科学科の中に食物や被服などの家庭の学びは残すこととし、先ほどお話のあったような地
域と連携した商品開発を行うといった学びは継続し、家庭の学びは地域の要請に応じて残
していきたいと考えております。

○斉藤信委員 そのようなごまかしではなくて、食物文化科は残すということを考えるべ
きです。別な学科と一緒にして学びますというようなごまかしではなくて、やはり食物文
化科は残すというようにすべきだと思います。

生徒が減少してやむを得ないというのなら、やむを得ない理由があるけれども、理由が
ないのです。生徒の側に、学校の側に。このようなものまで無理矢理なくしたら、本当に
県教育委員会の高校再編の妥当性、公平性が失われると思います。食物文化科は残すとい
うことで、そのほかの学科との連携を図るべきではないですか。

○西川高校改革課長 第３期県立高等学校再編計画（最終案）については、このような内
容で進めていきたいと考えておりますが、委員からお話のあったとおり、やはり食物文化
科は３７人と、過半数入っている状況であれば、もしかしたら今後志願者数の状況を見なが
ら、逆に食物文化科の調整を——単科で残した上で、ほかの学科を検討するといったこと
も必要になってくるかとは思います。

沿岸南部の地域検討会議におきましては、陸前高田市市長から、やはり柔軟に、今後は社
会の急激な変化が予想されるため、再編計画を策定した後においても、社会情勢等に応じ
て修正していく必要があるのではないかというような発言もされております。そのときに
私からも、大船渡東高校に関連してお話しさせていただきますと、実は県立大船渡高等学
校、大船渡東高校、県立住田高等学校の募集定員は３２０人あるのですが、昨年の志願者数
は２６６人ありました。令和８年度志願者数は１８９人で７７人減っております。これを分析す
ると、県立高田高等学校の志願者がほとんど減っていないので、恐らく高田高校に３０人以
上動いています。そのような状況もあるので、やはりこのようなところもしっかりと分析
しながら、調理師養成施設はなくすことになるかもしれませんが、食物文化科については
そのような形で検討することも必要なのではないかと考えております。

○**斉藤信委員** 食物文化科は残すと、前向きな答弁がありましたので、ぜひそのような方向で最後はやってください。やはり最終案は案だから。本当に最後のところは——本当にこうしないと大船渡東高校がもたないと思います。希望もある、連携もある、それを潰したら、県教育委員会は何をやっているのだと私は思います。私が大船渡市にいたから言っているのではないのです。ぜひそのような方向でそれは考えていただきたい。

あと、高校再編計画にかかわって、いわて留学の来年度の入学状況を示してください。

○**亀山高校教育課長** いわて留学の入学状況についてであります。過去5年間の入学実績は、令和3年度が3校19人、令和4年度が8校31人、令和5年度が9校25人、令和6年度が9校32人、令和7年度が10校43人となっており、来年度は13校に50人が入学する予定で、過去最多となっております。

なお、昨年のように3月に実施いたします2次募集に志願する生徒がいる場合には、50人よりふえる可能性がございます。

県教育委員会としましては、今後も県内生徒の学ぶ機会の確保に配慮しつつ、いわて留学を実施する学校や地元自治体が継続的に県外募集を実施できるよう、各校の魅力化に取り組みながら、いわて留学の一層の充実を図ってまいります。

○**斉藤信委員** これは本当にすばらしい成果だと思います。学校も13校に広がったし、50人までいった。たしか希望者は51人だったという報道がありましたけれども、この1人はどうなったのですか。

○**亀山高校教育課長** 委員御指摘のとおり51人でございまして、1名不合格になったのですけれども、県立種市高等学校が定員6名のところに7名志願したということで、定員がございまして不合格になりましたけれども、先ほども申し上げましたが、寮などに余裕があつて、またその志願者が希望する場合には受け入れが可能かと思っておりますので、それは2次募集で——3月に出願ということになりますので、今後相談等があつた場合には丁寧に対応してまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** わかりました。種市高校に6名の定員に7名が応募したということですから、これは非常にすばらしい成果だ。

私は、これだけ市町村も頑張つて成果を上げているのに、高校再編計画の記述は極めて貧困、貧弱だと思うのです。もう少しそこら辺を充実させていいのではないかと。それで、その中で県は市町村に伴走型支援をしますと言っていますが、この伴走型支援というのはどのような内容ですか。

○**西川高校改革課長** 地域みらい留学——いわて留学ですけれども、こちらに取り組むに当たっては、成果が出るまでに一定の期間を必要としております。そのようなことから、先行して取り組んでいる高校を横展開できるように、新たに始めた高校におきましてもすぐ成果が表れるように、そのような助言であつたり、アドバイスなど、いろいろなことをひっくるめて伴走的支援というところで取り組んでいるところでございます。

○**斉藤信委員** 来年度も学級減ありますから。来年度は1学級校というのは何校になります

すか。

○西川高校改革課長 1学級校の数は、今年と同じく10校のまま（後刻「12校」と訂正）かと思います。

○斉藤信委員 県立金ケ崎高等学校が入って10校ですか。11校ということになりますね。1学級校でもいわて留学の取り組みなどを含めて、県外からも来て頑張っているという意味では、本当に地域と結びついた学校を維持しているという、これ自身は岩手県の教育の力だのように思っています。葛巻町長は、いわて留学のまさに草分けですけども、医療と教育は地域のインフラだと、医療と教育があって初めて地域は成り立つと、このような哲学です。私は、全くそのとおりだと思います。

だから、少なくなったからなくせばいいということには絶対ならない。やはり守るべきものはしっかり守るという、その一つの表れが、1学級でもこのような形で残していることは評価したいし、しっかりそのような意味で引き続き県の支援を強めていただきたい。

何か修正ありますか。

○西川高校改革課長 先ほど1学年1学級校の数について、来年度は10校というお話ししましたが、済みません、金ケ崎高校と県立軽米高等学校の2校ふえて12校です。大変失礼いたしました。

○斉藤信委員 では、最後の質問ですけども、県立高校における学びの多様化学校の設置です。県教育委員会が踏み込んだことは、私は評価したい。ただ、やはり今切実なのは、どちらかというと小学校、中学校です。だから、やはり小中学校のたくさんいる不登校の子供たちが本当に希望を持って通えるような学びの多様化学校が必要なのではないかと私は思います。

先ほどの答弁で少し気になったのは、一部既存の高校の中に多様化コースを設けるというようなことでした。不登校の子供たちというのは、同学年の子供たちと会いたくないのです。だから、そのような意味でいくと、何かスペースがあるからそこでできるという話ではないのです。それは、私はかなり安易な発想なのではないかと思っています。

私立高校、星北高等学園がいわゆる高校の不登校の子供たちを受け入れて、かなりの成果を上げています。やはりあそこから学んで、ああいう星北高等学園のような公立の多様化学校を目指さないといけないと思います。だから、県内にそのような実際に取り組んでいるすばらしいところがあるので、公立でつくられることは大変いいことだけれども、その経験からよく学ぶということが必要なのではないかと思っています。

あともう一つ、文教委員会で三豊市の夜間中学を視察しましたが、ここも学びの多様化学校で、一緒に併設してやっているという、非常にすばらしい取り組みでありました。市であそこまで首長が決断してやっているというところに驚きを感じましたけれども、夜間中学というものもやはりそのような意味では学びの多様化学校と一緒に併設できる可能性もある。夜間中学をつくりたいという動きが今県内にもあるということも聞いております。そのようなことも含めながら検討を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 委員から御指摘いただいたとおり、学びの多様化学校に関しては、学びの多様化学校こそ多様化が進んでいるというようなところでございまして、公私含めますと小学校、中学校、高等学校で、小中一貫校も計上してダブルカウントしますと 65 校、国公立別で設置状況を見ますと、小、中、高含めて、公立学校は 37 校、私立学校は 25 校ということで、令和 7 年 11 月時点の状況でございますけれども、公立、私立含めて、設置者がさまざまな形で学びの多様化学校を設置しているところでございます。

学びの多様化学校のあり方も、委員から御紹介いただいたとおり、不登校の経験をした子供のみを受け入れるというようなスタイルもございまして、逆に社会的自立を促すというような観点もあろうかと思っておりますけれども、あえて一般の子供と同じ空間、施設を使い、入り口を分けるとか、登校時間をずらすとかといったような工夫はしつつも、そのような形もございまして、まさに学びの多様化学校も多様なスタイルがあるというところでございます。それは、いろいろなやり方あるのはなぜかといいますと、やはり地域の教育資源がどのように、ほかの教育資源がどのようになっているかであったり、地域の状況によっても変わってくるかというところがございまして、検討会議においてもそのようなところを、他県の例などを踏まえながら、検討を進めたいと思っております。

また、夜間中学との併設といったところですが、こちらはまだ公立の高校と夜間中学の併設というところは少なくないものと承知しております。そのような他県の動向なども見ながらになるかというようには考えておりますけれども、ただ県として夜間中学に関してのニーズ調査を行っておりまして、そのニーズ調査におきましては、どちらかというと学齢期にある生徒の学び直しであったり、学校生活を送るというニーズも多かったかというところでございまして、学びの多様化学校で検討を開始したいと考えているところでございます。

○佐藤ケイ子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木産業・復興教育課長 先ほど佐々木朋和委員から御質問がございました黒沢尻工業高等学校の I－S P A R K への講師派遣等の委託料でございますが、令和 7 年度につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり 98 万 4,000 円でございますが、令和 8 年度の見込額といたしましては 176 万 4,000 円が見込まれております。

増額の理由でございますけれども、令和 7 年度は 1 学科のみで実施していたところでございますが、令和 8 年度は 4 学科で実施する予定であるということが理由でございます。以上でございます。

○小林正信委員 教員の逮捕事案については、ここで質問してもよろしいですか。

○佐藤ケイ子委員長 不祥事事案ですね。はい、いいです。

○小林正信委員 先ほど佐々木朋和委員からも質問があつて、私も少し気になったもので、結構今年度——令和 7 年度は逮捕や不祥事が重なっているように感じたのですが、例年に比べてやはり今年は多くなっているのかということと、あとは全国的にもこのよう

な不祥事が報道等でもあったのですが、全国と比べてどうなのか把握されているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 教職員の逮捕事案でございますが、こちらで確認した過去 10 年の中では、逮捕 5 件というのは最大値ということで、一番多い年度となっております。

そのような重大事案の全国的な発生状況については、現時点では状況を把握していないところでございます。

○**小林正信委員** 過去最多ということで、その辺りの要因といいますか、これは分析されるのだらうと思うのですけれども、その辺りを分析されたり、何でだらうということを行う予定はあるのかということと、あとは飲酒運転の事案のとき、教育長が教員に呼びかけなどやられたと思うのですけれども、またこのような状況になってしまったということで、この要因はどこにあるのかということは県教育委員会としてどのように今受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** それぞれの事案における要因は、それぞれございまして、そのようなところについては、懲戒処分に当たってはさまざまな状況、経緯でありますとか、そこに至る実態といいますか、そのようなところも確認させていただきながら、それに対する対策を今後考えていきたいというところでございます。

今年度において重大事案が多数出ているというところでは、それぞれ教職員における当事者意識といいますか、危機意識、リスク管理といいますか、飲酒も含めてでございますが、そのようなところについての意識の浸透というところが十分でない教職員が一部いるというところがあるのかというところで、そのようなところをしっかりと浸透、意識を高めていく取り組みをしっかりと考えていきたいと思っております。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 済みません。冒頭でお話ししたとおり、今回の飲酒事案に関しては教職員課で発生した事案ということで、発生した後に、事務局内では各所属長が室課の職員、部下職員と必ず一人一人面談をして、まずは飲酒の状況、私生活で何か問題を抱えていないかを含めて、問題を把握するようにという教育長からの指示を受けて、私も面談をしたところであります。

いずれ、これはもっとさまざまな理由があるのかもしれませんが、今回の例を見ても、当然そのようなことを犯した職員も、当たり前ですけれども、頭の中では当然これをやると犯罪行為だし、その結果として自分がどのようなことになるのかということは頭ではわかっていた。でも、お酒が入っていることもあったのかもしれませんが、当日実際にそのようなところに行ったところで、大丈夫ではないかというように思ってしまったということであり、私はその後、残りの室課の職員とさまざま面談をする中で、もちろん仕組みとして、例えばお酒を飲みに行くときに絶対車を使わないとか、そのようなところを徹底することは必要ですけれども、意識のところに関して言うと、どうしても誰でもわかっている、ついという気持ちになってしまうということは、絶対にないとは言い

切れないところであるので、そのような気持ちが出たときに絶対にそっちに行かないようなきっかけになるものとして、私はやはりコンプライアンスの取り組みをしっかりと各所属長、特にしっかりとその意識を改めて徹底していく、それを思いとして部下職員に伝えていく必要があると痛感したところです。主観的なところで申しわけありませんけれども。

○**小林正信委員** 飲酒運転で命を奪ったというような事故というか、そのようなこともありますので、やはり飲酒運転というところは再度厳しく徹底していただきたいと思いますし、またもう一件の未成年の女性を誘拐して不同意性交を行ったという事案ですが、これはもう恐ろしい犯罪だと思いました。このような教員としてあるまじき行為を行った教員は、私も不勉強なのですが、教員免許は剥奪とか——教員免許はどうなるものなのか、そこのところ、もしよろしければお伺いしたいと思います。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 現在の制度で言いますと、特に児童生徒へのわいせつな行為等を理由に懲戒免職になった教員の免許の剥奪理由含めてですけれども、そのようなところはデータとして把握して、該当県だけでなく全国的にデータベースを確認して、それはそのような人が例えば別の都道府県で再度教職に就かないようにということもありますけれども、そのような確認する仕組みもあります。あと施行はこれからですけれども、免許にかかわらず、過去にそのような性暴力、わいせつといった性犯罪歴がある人に関する、実際採用するに当たって、その人がそのような経歴を持っているかどうかというところを確認した上で採用するという制度が今年12月からスタートするところですので、我々としては当然現職の教員がどうなのかというところについて、いわゆる日本版DBSと言われているものは現職教員についても確認が求められることになっておりますので、そのような制度への対応をしっかりとしていくということも含めてやっていく必要があると考えております。

○**小林正信委員** 今、日本版DBSの話が出たので、お伺いしたいのですが、教諭を採用するときに約7割の学校法人や教育委員会がDBSを活用していなかったという報道がありましたけれども、岩手県教育委員会あるいは県内の教育委員会は、この活用はしっかりやっつけらっしゃるのかどうか、その辺りをお伺いします。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 今の活用という話は、これから施行される日本版DBSというよりは、官報のデータベースなどを使って、そのようなわいせつ行為とかで免許が剥奪されていないか、失効していないかというところの確認になりますけれども、岩手県教育委員会の場合は、そこところはしっかり確認した上での採用となっております。

○**小林正信委員** わかりました。ありがとうございます。今年は、結構全国的にも、SNSを通じて盗撮した画像を共有して逮捕されるという事案や、あとは昨年5月には、女子生徒のトイレに撮影するものを置いて逮捕されたという岩手県内の事案がございました。

このような性犯罪、性暴力をしっかりと岩手県としても根絶していかなければならないのだらうと思いますけれども、先ほどおっしゃった日本版DBS、データベースを活用する

とか、あとは教員に対するコンプライアンスの部分であるとか、そのような取り組みについては——二度とこのようなことを起こさないという取り組みについて何かお考えがあるのかお伺いしたい。もう一点は、今回被害に遭われた方もとても深い傷を負ったのだと思うのですが、その辺り、被害者に対する何か県教育委員会としては謝罪とか、そのようなことは行われたのかということをお伺いして終わりたいと思います。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 委員から今お話いただきましたとおり、これはやはり当然あってはならない話ですので、意識と制度の両面でしっかり対応していかなければならないと考えております。いずれ直近でも非常に許されない事案が発生したところでもありますので、冒頭で教育長からも話がありましたけれども、今他県の状況等も見ながら、実効性のある取り組みをしっかりと検討していかなければならないと考えております。

あと、被害者につきましては、事案によって、被害に遭われた方の意向もございまして、当然許されない、教員という立場にある者のそのような犯罪であるので、謝罪することはもちろんでありますけれども、人によっては直接的にもう顔も見たくないといった意向もありますので、まずはこのようなケースにつきましては謝罪とか、あるいは心理的な面でのフォローを含めて、被害に遭われた方のお気持ちを第一に考えながら対応しているというところでありますし、今後もそのような対応を取っていきたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員長** では、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまです。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち、ふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第 76 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 18 ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、第 10 款教育費、第 1 項教育総務費のうち 61 万 8,000 円の減額、次の 19 ページの第 8 項大学費の 4,869 万 7,000 円の増額、第 9 項私立学校費の 3 億 9,421 万 9,000 円の減額、合わせて 3 億 4,614 万円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の 201 ページをごらん願います。なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、主な事業の内容を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、第 10 款教育費、第 1 項教育総務費、第 4 目教育指導費につきまして、201 ページ右側、説明欄二つ目の県内大学生等定着推進事業費は、執行見込みを踏まえた整理により、減額を行おうとするものであります。

次に、少し飛びまして、216 ページをごらん願います。第 10 款教育費、第 8 項大学費、

第1目大学費につきまして、説明欄一つ目の公立大学法人岩手県立大学運営費交付金は、公立大学法人岩手県立大学の運営費について、物価高騰等によるかかり増し経費や給与改定による人件費の増額に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助は、施設等の整備に要する経費の額の確定等に伴い、減額を行おうとするものでございます。

次のページ、217 ページに参りまして、第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費につきまして、説明欄三つ目の私立高等学校等就学支援金交付金や、その下、私立学校運営費補助など、教育費の負担軽減を図るための交付金等について、交付見込額の確定等に伴い減額等を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木朋和委員 短くやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、星北高等学園への運営費補助についてお伺いしたいと思います。今定例会に陳情書が議会にも出されておりました、星北高等学園が私立高校並みの支援をということで、県で努力いただいていることも承知しておりますけれども、今生徒数が増加することによって、施設整備等にもさらにお金もかかるということでありました。

先ほどの教育委員会の質疑の中でも、学びの多様化学校への第一歩を踏み出したところなのですが、まだまだ整備には時間がかかりますし、これまで県内トップランナーとして走ってきた存在ということで、やはりしっかり県としても支援が必要だと思います。現状の支援状況と令和8年度の支援の方針についてお伺いしたいと思います。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 まず、現状の支援状況でございます。まず、運営費補助ということで、令和5年度に専修学校の運営費補助単価に大学入学資格付与校の区分を新設いたしまして、1人当たり単価をそれまでの2倍の7万1,920円としたところでございまして、令和7年度の当初予算では636万1,000円を計上しております。また、これに

加えて、令和6年度からスクールカウンセラー等を配置するための本県独自の不登校対策支援金として、上限660万円の補助制度を創設したところでございまして、これら合わせまして1,336万1,000円を今年度計上しまして、支援しているところでございます。

また、令和8年度の支援でございますが、星北高等学園の生徒数の増加を見込みまして、図書費を昨年度から14万4,000円増額し、先ほどの不登校対策支援も含めまして、総額で1,350万5,000円を要求しているところでございます。

このような星北高等学園の支援につきましては、生徒1人当たりの補助金額と比較しますと東北地方では最も高い水準で、全国でも高水準となっているところでございまして、厳しい財政状況のもと、県の一般財源のみによる支援には限界があるということで、県では国に対して要望しているところでございまして、引き続き高等学校に対する支援と同様の支援ができるよう、国庫補助制度の創設と十分な普通交付税措置について働きかけを行っていくとともに、学園に対して丁寧に対応していきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。令和8年度については、今年度を上回る支援ということで、生徒の増というところの分を見ているということでした。

一方で、やはり今物価高騰、人件費高騰の御時世ですので、その分の生徒1人当たりの基準単価というところの見直し、要は今の物価高騰、人件費高騰について配慮した取り組みも必要なのかと思うのですけれども、そのような検討はなされなかったのでしょうか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 昨今の物価高騰等によりまして、学校の運営に負担が生じているということはそのとおりでございまして、そちらについての検討も必要になってくるというように認識しているところでございます。

ただ、令和5年度の単価アップがありまして、今後これよりさらに増額するということになりますと、県の一般財源の持ち出しというところで、やはり国の支援も求めていかなければならないだろうと考えているところでございます。

学校の運営、または就学支援については、やはり地方の財政力の差によらず、全国どこでも同じような教育を受けられることが大事だと思っていますし、それは国の責務でもあると思っています。このようなことから、国において国庫補助制度がないといった状況を何とか打破し、少しでも星北高等学園のような教育機関に対して支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 わかりました。我々もぜひ国に働きかけていきたいと思ひますし、また県にも引き続き御努力をいただきたいと思ひます。

そのような中で、今課題認識は持っていただいているということで、やはり法人側ともコミュニケーションを密に取って、課題感などを共有しながら、国への要望もしていただきたいですし、我々もしていきますし、また県でもさらに検討を重ねていただきたいと思ひますので、今法人側と県とのコミュニケーションはどのようになっているのか伺いたいと思ひます。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 法人側とどのようにコミュニケーションを取っている

かというところでございます。なかなか学校数が多くて、学校に対して出向くということは、数年に1回というような形なのですが、星北高等学園に対しては毎年、年度の早い時期に学校を直接訪問させていただきまして、学校の運営や財務状況について確認させていただいたり、意見交換させていただいております。これにはPTAなど学校関係者も含めた意見交換ということでセットさせていただいておりますし、また例年秋に——今回は県議会にも陳情書が届いた日でございますけれども——学校法人から県に対する運営費補助の要望書を提出いただくときにも、時間を取って当該法人の現状の聞き取りをしているところでございます。

このような学校からの聞き取りを国への要望活動に反映して活動しておりまして、今後もし引き続き学校と密に連携を取りながら、国への要望活動を続けていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。国への要望活動を含め、県での検討もぜひお願いしたいと思います。

いずれ今国の方針としても、学びの多様化学校を自治体に一つというような命題もある中で、本県では今はないのですけれども、検討を始めたというところで、その役割を今担っている学校だと思いますから、県の一般財源も厳しいと言いながら、そのような公的な部分を担っている法人だということも改めて御認識いただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、県内の看護師養成施設について伺いたいと思います。今高等教育の修学支援新制度ができて、専門学校についても子供たちが使える奨学金といいますか、補助金といいますか、返還不要ということで、いいのですけれども、これの学校の要件が、定員が50%以上と、あと母体が黒字化——経営状態がよくないといけない。そうでないところに子供たちが入ってしまうと、子供たちがその制度を使えないということがあるのですけれども、それで困ったところが県内の看護師養成施設です。私立で病院がバックにある施設は、病院が今全国どこも赤字ですから、この要件に当てはまらず、子供たちがこのような制度を使えない。つまり、入ってから、使えなかったのかという悲劇も起きてしまったり、またそのような養成施設にはもともと行かないというような課題が出てきてしまうのだと思います。当局では、県内のそのような施設の状況をどのように把握しているか、伺いたいと思います。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 制度の概要から説明させていただきますので、少し時間をいただきたいと思います。高等教育の修学支援新制度でございますが、家庭の経済状況によらず、進学を機会を確保することを目的に令和2年4月から開始された制度でございます。授業料と入学金の減免、そして返還不要の給付型奨学金、この二本立てで構成されているものでございます。

この制度につきましては、その制度を受けられる学校ということで、毎年度支援の対象となる私立専修学校の機関要件を確認することとされておりまして、支援の対象校となる

要件の一つとして、先ほど御紹介ありましたとおり、財務と定員に関する要件が設定されているところでございます。

具体的に申し上げますが、まず財務に関する要件としては二つ、直近3カ年の全ての収支計算書の経常収支差額がマイナスであって、かつ直前年度の貸借対照表の外部負債の運用資産を超過している法人、そして定員に関する要件としては、直近3カ年全ての収容定員充足率が5割未満である学校、いずれか——財務、定員、どちらかに該当する場合は補助対象にしないという制度でございます。

なお、要件を満たさない場合におきましても、国から示されている要件がございまして、その要件に合致すれば、機関要件確認の取消しを猶予することができるというようなものになっております。

県内の看護師養成施設である私立の専修学校は今5校ございまして、現在いずれも国の制度の支援対象となっております。しかし、そのうち二つの学校につきましては、財務に関する要件を満たしていない状況になっておりまして、この2校につきましては国の指針に基づきまして、県で経営改善計画などを確認させていただきまして、その上で取消し猶予という措置を取らせていただき、支援対象とさせていただいているところでございます。

○佐々木朋和委員 丁寧な説明ありがとうございました。確認ですけれども、今定員と財務の要件、どちらか満たさなければだめというようなことですよね。ということは、今2施設については財務の要件を満たせていないのだけれども、取消し猶予ということで何とか支援対象になっているということですよ。今の状況からして、令和8年度についても、この制度は2施設についても使えるという状況だということではよろしいですか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 令和8年度については、取消し猶予を行いました、毎年度確認申請いただくこととなりますので、来年度また猶予の申請をいただきまして、その計画が計画的になっているとか、そのようなところをまた確認させていただき、判断していくというような制度になっております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ある意味、この制度は財務を要件にしているということは、私立の専門学校など、やはり経営が心配で、頼ったけれども、卒業まで続かないような学校には出さないということで、そのようなこともあるのでしょうか、この看護師養成施設については、病院がバックにあるというところがあって、今全国的に病院が厳しい経営の中にあつては、このような要件はふさわしいのかというのが正直な印象です。

そのような意味で、保健福祉部と連携の上、必要な法改正を国に要望すべきだと思いますし、また今猶予はいただいているのですけれども、機械的に廃止とならないように、県としても、そのような相談をしたり判断したり、そのようなところもぜひとも施設側とやっていただきたいと思います。今の取り組みについて伺いたいと思います。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 この制度でございますけれども、令和6年度からこの機関要件が厳格化されたものでございます。その経緯でございますが、令和4年5月の国

の教育未来創造会議の第一次提言、我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方についてにおきまして、大学の経営困難から学生を保護する視点から、計画的な規模の縮小や撤退等も含めた経営指導の徹底や、機関要件の厳格を図るとされたところから、令和6年度に機関要件が厳格化されたものでございます。

県では、この要件の厳格化に対し、国に対しまして、機関要件の確認取消しを猶予するための判断基準——先ほど申し上げましたけれども——について各都道府県の意見を踏まえて適切に見直しを図るよう、昨年度から要望をているところでございます。

また、要件を満たさなくなるおそれのある学校、財務要件を満たさないのではないかと、いう学校に対しては、通常の申請スケジュールを待たずに、早めに県に相談するよう通知なり架電してお願いし、個別に連絡して事前相談を行い、対応できるように学校それぞれの状況に応じた対応をしているところでございます。

財務に関することで、委員御指摘のとおり、学校単位でなく法人単位で行われるものでございますので、学校が黒字である場合であっても、母体である法人、病院が赤字である場合については要件を満たさなくなるという仕組みになっておりまして、医療系の学校には不利というような面もあるかと考えております。

関係部局と連携しながら、引き続き国に対して学校や地域の実情に沿った対応が取れるよう求めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私も星北高等学園について、関連してお聞きいたします。

この間の支援の状況は先ほど答弁がありました。それで、星北高等学園の不登校への支援などの実績を県としてはどのように評価しているか示してください。

○**安齊参事兼学事振興課総括課長** 星北高等学園の実績に対する評価でございます。星北高等学園は、大学入学資格を取得することができる本県唯一の高等専修学校でございます。不登校経験のある生徒等を積極的に受け入れていただいていると認識しております。

生徒数も毎年伸びており、令和7年度の生徒数は、昨年度比7名増の81名となったほか、学園の分析によりますと、不登校等の経験者の約8割の生徒が改善傾向を示しているというように伺っているところでございます。

全国的な傾向と同様に本県においても、中学生を中心に不登校生徒が増加している状況でございます。不登校生徒数も少しの差で最高値になっているところでございます。個々の状況に応じた学びの機会を提供する重要な役割を担っていただいているというように評価しているところでございます。

○**斉藤信委員** 確かに生徒数も毎年度増加しているということのようですが、令和8年度の入学者の見込みというのはわかりますか、わかりませんか。

○**安齊参事兼学事振興課総括課長** 大変申しわけありません。令和8年度の見込みまでは承知しておりません。

○**斉藤信委員** 8割が改善傾向ということでした。そこで、星北高等学園の、専修学校の進学、就職等の進路の状況はどうでしょうか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 卒業生の進路でよろしいですか。

○斉藤信委員 進学、就職。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 卒業生の進路についてでございますが、昨年度——令和7年3月の卒業生は18名おりましたが、その進路選択は、大学、短大への進学はありませんでした。専門学校に6名、就職が3名、その他7名、未定が2名だったと伺っているところでございます。

なお、その他には、予備校であったり、職業能力開発校、就労移行支援施設などが含まれているものでございます。

○斉藤信委員 わかりました。

では、次に、私立の高校授業料の無償化の件でありますけれども、今年度の取り組み実績の見込み、無償化の範囲、対象人員、費用、財源はどうだったのか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 高校無償化に係る今年度——令和7年度の取り組みでございます。令和7年度は、令和8年度から行われる、いわゆる高校無償化の先行措置として、高校生等臨時支援金が創設されまして、現在の高等学校等就学支援金制度では所得制限により不認定とされる年収約910万円以上の世帯の高校生に就学支援金の基準額相当額である年額11万8,800円、月額1万9,900円、これは公立高校の授業料と同額でございますが、これを支給することとされたことから、県におきましても6月定例会において予算化を行いまして、認定、支給手続を進めてきたところでございます。

この臨時支援金は、予算書上、私立高等学校等就学支援金交付金の細事業という位置づけとなりますが、従前の就学支援金同様、国庫10分の10の事業でございまして、2月補正予算案の積算におきましては、支給対象者を1,381人、これは全体の18%に当たりますが、所要額を1億4,552万7,000円としているところでございます。

○斉藤信委員 それで、来年度から、それこそ丸々高校の無償化が始まるということで、これも予算化されて、額がこれは33億1,200万円余。今年度の実績と比べてかなり大幅な増なのだけれども、この要因は何ですか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 今までの就学支援金制度は、所得制限によって支給金額が違っておりました。月額の支給額の上限も3万3,000円が限度額でございましたが、その支給要件も月額に直しますと3万8,100円まで上限が上げられたのに加えて、所得制限も全て撤廃ということになりましたので、その分の差額分で大幅に予算が拡充されたところでございます。

○斉藤信委員 それで、授業料の上限が上がるのですね。各私立高校の授業料がそれに合わせて引き上げられるという可能性が大きいのだと思いますけれども、そこら辺の実態はどうでしょうか。

○安齊参事兼学事振興課総括課長 県内の全日制高等学校13校に対しまして、令和8年度の授業料改定について、今の検討状況を確認いたしました。授業料を改定することを決定した高校が11校、改定を検討しているといった高校が1校、改定しないとした高校が1校

ということでございまして、まだ検討が全て終わっているというような状況ではございません。

○**斉藤信委員** 11校は改定、そして1校も検討ということですから、1校を除けば改定の方角ということになると思います。

それで、私学の場合には、授業料と施設費等、あとは入学金という、このような負担があるのですけれども、授業料を上げて施設費を減らすとか、そのような動きはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○**安齊参事兼学事振興課総括課長** 施設費を授業料の改定に伴って改定するかどうかまでは、済みません、把握し切れていないのですが、令和2年度にこの制度ができた際には、同じように5,000円ぐらい授業料を引き上げた学校が多くございまして、その際には施設費等の負担を少し軽減する学校もございました。

○**斉藤信委員** わかりました。高校授業料の無償化といっても、私学の場合には施設費が、少ないところはゼロというところもありますけれども、大体月額で2,000円から5,000円までありますから、これは年間にするとそれなりの額になるし、入学時に施設費というのがかかり、これもゼロというのが2校あるのですけれども、その他は5万円から、一番多いところで10万円というところもありますので、私立高校の保護者の負担は全くなくなるわけではないということも実態としてあるのではないかというように思います。

授業料無償化も受けて、何か私立として高校改革に結びつけているとか、そのようなものはありますか。

○**安齊参事兼学事振興課総括課長** この高校授業料無償化なのですが、制度の概要がなかなか示されてこなかったという経緯がございます。昨年12月に制度の概要がようやく見えたというようなところでございまして、今も、きょう午前中に拡充する改正法案が閣議決定されて、現在予算委員会でこれから政府予算の審査が始まるというところでございますが、年内の予算決定が不透明というような状況でございまして、学校側もなかなか踏み出せないというような状況で、先ほど申し上げました来年度の授業料につきましても、本来であれば生徒募集のときに授業料というのは募集要項に書き込むのですが、書けないというような状況が今続いているような状況でございます。国の動向により授業料を設定しますというような形でアナウンスしているような状況でございます。

ただ、高校授業料の無償化によりまして、やはり学校におきましては経営の安定化、そしてそれを使って特色ある教育の充実化に資するように取り組むが進むと思いますので、そちらについては期待していきたいというように考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。

では、最後ですけれども、県立大学の就職状況について、学部ごとの就職内定状況、県内、県外の就職状況、就職率はどうなっているのでしょうか。

○**安齊参事兼学事振興課総括課長** まず、学部ごとの就職の内定状況でございます。令和8年3月卒業の学生について、令和7年12月時点の速報値でお答え申し上げます。4大学

部の内定率は、看護学部が82.4%、社会福祉学部が82.4%、ソフトウェア情報学部が83.5%、総合政策学部が88.9%で、合計で84.4%、これは対前年同期比2.6ポイントの減となっております。

短期大学部では、盛岡短期大学部が80.6%で対前年同期比6.4ポイントの減、宮古短期大学部が78.6%で対前年同期比6.1ポイントの増となっております。

続いて、県内、県外別の内定率でございますが、これも令和7年12月末現在での速報値でございます。4大学部でございますが、看護学部は県内が41.4%、県外が58.6%、社会福祉学部が県内44%、県外56%、ソフトウェア情報学部が県内16%、県外84%、総合政策学部が県内40.6%、県外59.4%で、合計で県内が34%、県外が66%で、県内就職内定率は対前年同期比で2.4ポイントの減となっております。

短期大学部でございますが、盛岡短期大学部は県内が42%、県外が58%、県内就職内定率は前年同期比で13.0ポイントの減、宮古短期大学部は県内が51.5%、県外が48.5%で、県内就職内定率は対前年同期比0.5ポイントの減となっております。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、県立大学の4学部の県内就職率が、社会福祉学部は前より上がったようですけれども、全て5割を割っているということも、少し残念な結果だと思います。県内就職率が、まだこれは12月時点なので、最後を見届けなければだめなのですけれども、現時点で昨年度は36.4%だったものが今回は34.0%ということで、後退している主な要因があったら示してください。

○**安齊参事兼学事振興課総括課長** まだ途中段階でございますので、細かい精査まではできていないところでございますが、就職率につきましては、4大学部、短期大学部とも堅調に推移していると考えておりますが、県内就職率につきましては、やはり全国的な人手不足の中で、首都圏企業における就職内定の早期化、初任給の大幅な引き上げ、全国と本県の経済、雇用情勢の差などの影響があると考えておりまして、実際に岩手県立大学においても首都圏の有効求人倍率が高水準で推移し、県外企業からの求人が大幅に増加しておりまして、一方で県内企業の求人は微増にとどまっているところでございます。やはり県内企業への就職が低下しているということは、このようなところが影響しているかというように認識しているところでございます。

○**斉藤信委員** 就職状況が、かなり争奪戦が激しいという人手不足の状況の中で、しかしやはり県立大学ですから、県内就職率をどう上げるか、地元の企業との連携も強化をして、やはり特段の取り組みを強めていただきたいと、これは要望して終わります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。